



元軍人恩給復活に関する陳情書（埼玉縣南埼玉郡大山村大字上大崎三百八十八ノ一番地三角由雄外六百五十名）（第一一〇二号）  
旧軍人恩給復活に関する陳情書（神奈川県恩給復活期成連盟委員長仙波安芸）（第一一〇三号）  
同（仙台市原町仙台市末亡人会会長尾山あゐ外十八名）（第一一〇四号）  
同（弘前市富田字松林町葛西慶蔵）（第一一〇五号）  
同（呉市溝路町二百七十八番地大宮貞吉）（第一一〇六号）  
旧軍人軍属及びその遺族等の恩給に関する陳情書（旧軍人関係恩給復活全国連絡会会長永持源次）（第一一〇七号）  
教職員の恩給制度に関する陳情書外二件（岩手県神宮郡矢沢小学校小原繁見外三名）（第一一〇八号）  
同外一件（岩手県西磐井郡平泉村大字平泉字志羅山上野仙三外二十八名）（第一一〇九号）  
遺族扶助料に関する陳情書外一件（山口県遺族連盟会長吉富幸助外一名）（第一一二九号）  
同外九件（夕張市連合遺族会会長神原一夫外二百五十五名）（第一一四〇号）  
同（宮城県連合遺族会会長高橋進太郎）（第一一四二号）  
同（岐阜県稲葉郡藤原町旭町四丁目二百七十六番地村瀬小市外四十七名）（第一一四三号）  
同（福井県今立郡上池田村吉田弥重郎外九名）（第一一四三三号）  
同（岡山県美田郡遺族会連合会山本甚四郎）（第一一四四号）  
同（山口県周防郡第一地区遺族会佐村清一）（第一一四五号）

同月十二日  
保安庁の航空機発注に関する陳情書（東京都千代田区九の内二丁目十四番地中重ビル内航空工業会理事長花田泰蔵）（第一二〇一〇号）  
恩給法改正に関する陳情書（愛知県東春日井郡小牧町立村中小学校尾関敏久）（第一二〇二〇号）  
同（石川県石川郡鶴来中学校岸一郎）（第一二〇三〇号）  
文官恩給スライドアップに関する陳情書（佐賀市小ノ橋小路百八十一番地佐賀県退職公務員連盟理事長長福島清太郎外十三名）（第一二〇四〇号）  
教職員の恩給制度に関する陳情書（高山市花里町一丁目岐阜県立高山高等学校小島富美）（第一二〇五〇号）  
同外三件（三重県上野市高畑三百九十四番地浜瀬喜一外四十六名）（第一二〇六〇号）  
同（広島県神石郡高蓋村父木野小学校校長山正志外六名）（第一二〇七〇号）  
同外一件（長崎県西彼杵郡日見村日見小学校河村寿美男外二十四名）（第一二〇八〇号）  
旧軍人関係恩給復活に関する陳情書外三件（鳥取県日野郡山上村池本光治外三名）（第一二〇九〇号）  
同（島根県美濃郡都茂村寺戸民之助）（第一二一〇〇号）  
旧軍人恩給復活に関する陳情書（福岡県浮羽郡千年村若宮軍人恩給復活連絡会福岡県支部大原重隆）（第一二一一〇号）  
同（熊本県大津町九品寺七十八番地熊本県恩給擁護連盟委員長千田貞雄）（第一二一二〇号）  
遺族扶助料に関する陳情書（北海道

根室郡別海村字上春別殉公遺族親友會長納見喜八外十一名）（第一二四九号）  
同（北海道夕張郡山田町遺族会長宮西一一郎）（第一二五〇号）  
遺族扶助料に関する陳情書（北海道苫前郡苫前町遺族会長伊藤長左エ門）（第一二五一〇号）  
同（北海道礼文郡船泊村遺族会長堀内時三郎）（第一二五二〇号）  
同（北海道山根郡寄町遺族会長小野寺徳之助）（第一二五三〇号）  
同（日本遺族厚生連盟会長長島銀蔵）（第一二五四〇号）  
同外一件（福井県今立郡上池田村東俣飯田田助外二十六名）（第一二五五〇号）  
同月十七日  
保安庁の航空機発注に関する陳情書（経済団体連合会会長石川一郎外一名）（第一三〇一〇号）  
旧軍人恩給復活に関する陳情書（長野県北佐久郡北御牧村萩原一門外百八名）（第一三〇二〇号）  
遺族扶助料に関する陳情書（北海道空知郡中富良野村遺族会時岡寅太）（第一三〇三〇号）  
同（北海道山根郡川村遺族会長久保田秀時）（第一三〇四〇号）  
同（北海道空知郡滝川町字鉄橋通滝川町遺族会長福永清一）（第一三〇五〇号）  
同（岐阜県市町十二番地岐阜県遺族連合会長尾関広右）（第一三〇六〇号）  
同（岐阜県武儀郡遺族連合会長高橋定道外四百五十八名）（第一三〇七〇号）  
教職員の恩給制度に関する陳情書（豊橋市立小中学校教職員組合委員

長大竹司）（第一三〇八〇号）  
同（岐阜県土岐郡下石町山神原猛男外千百名）（第一三〇九〇号）  
を本委員会に送付された。  
本日の会議に付した事件  
理事の互選  
栄典法案（内閣提出第三三三号）  
保安庁法の一部を改正する法律案（内閣提出第五五五号）  
法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五八八号）  
統計法の一部を改正する法律案（内閣提出第六三三号）  
○船田委員長 これより内閣委員会を開きます。  
本日の議題は公報をもつてお知らせしておきました通り、栄典法案、内閣提出第三三三号、保安庁法の一部を改正する法律案、内閣提出第五五五号、法務省設置法の一部を改正する法律案、内閣提出第五八八号及び統計法の一部を改正する法律案、内閣提出第六三三号でございます。なお調査事件といたしまして、行政機構並びにその運営に関する件について調査をいたすはすでありませんが、最後の国政調査につきましては都合上延期いたします。  
まず統計法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府の提案理由の説明を求めます。行政管理局政務次官中川幸平君。

統計法の一部を改正する法律案  
統計法の一部を改正する法律案  
統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。  
第八条第一項但書中「統計報告調  
整法」の下に「昭和二十七年法律第百四十八号」を加え「統計委員会」を「行政管理局長官」に改める。  
第十條第六項各号別記以外の部分中「官吏又は」を削る。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。  
○中川政府委員 ただいま提案になりました、統計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を説明いたします。  
昨年八月に行われました行政機構の改革によりまして、統計委員会は廃止されて行政管理局に新たに設けられた統計基準部がその事務を継承いたしました。従いましてこの統計法も昨年の八月以降行政管理局の所掌の法律となつておりますが、この法律に三箇所修正をいたす必要がありまゝので、この法律案を提案することにしたのであります。  
この法律案によつて改正される第一の点は、第十三国会で成立いたしました統計報告調整法の施行に伴つて、その附則第三項により、統計法第八條第一項に挿入された但書のうち「統計委員会」という字句を「行政管理局長官」に読みかへることでありまゝ。これは統計報告調整法と並行して第十三国会に提案されておりました行政機構の改革に伴う行政管理局設置法の一部を改正する法律案が、統計報告調整法よりも先に施行されましたために、統計報告調整法が施行されました、その附則によつて前に述べました但書が統計法第八條に挿入されたときには、統計法中の統計委員会の字句はすべて行

政管理庁長官または行政管理局と読みかえられてしまつていたために、この一箇所に統計委員会の字句が残されることになりましたので、これを行政管理庁長官に読みかえる必要が生じておられます。

改正いたします第二の点は、第一の点と同じ統計報告調整法の附則第三項の但書により挿入されました統計報告調整法の字句の次に法律番号を加えることとあります。これは同じ統計報告調整法の附則第三項により、統計法第六條の二の旧統計委員会の権限の規定中に、統計報告調整法に基いて統計報告の徴集について承認を行う権限を挿入することになつておりましたので、その際法律番号の入つた統計報告調整法の字句を入れることになつておりましたところ、統計報告調整法が施行されましたときには、機構改革に伴う行政管理局設置法の一部を改正する法律がすでに施行されて、その附則の第六項により統計法第六條は全文削除されておりました。そのために統計報告調整法附則第三項により統計法第八條にただ一箇所だけ統計報告調整法の字句が法律番号なしに入る結果となりましたので、ここに法律番号を加える必要が生じているのであります。

第三の点は統計法第十條第六項中の各号列記以外の部分中「官吏又は」という字句を削除することとあります。これは、整理漏れによる単なる字句の削除であります。

このたび統計法に改正を行おうとするのは以上の三点でございます。

以上統計法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして概略を御説明いたしました。何とぞすみやかに御

審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○船田委員長 補足説明を求めます。

○美濃部政府委員 簡単に補足説明をいたします。内容的には全然問題がございませんで、統計法中にも今全然ございません「統計委員会」という字が一箇所ございますので、第一の点はそれを「行政管理局長官」に直していただきたいという提案でございます。

これがなぜそういうことになつたか申し上げますと、行政管理局の設置法とそれから統計報告調整法の附則とどちらが先に第十三回国会において審議決定されて公布されますか、初めは行政管理局の設置法の方があとで公布される予定になつておりました。従つて報告調整法の附則による統計法の改正が先に行われまして、統計法の条文がかわつて、あとで行政管理局の設置法がきまつて、行政管理局に全部読みかえられるだらうという予定で進んでおりましたところ、行政管理局の設置法の公布の方が先になつてしまひましたので、報告調整法の附則で統計委員会という字句が統計法に挿入されます前に、行政管理局の設置法によつて全部が読みかえられてしまひましたので、報告調整法に基く統計委員会という字句の挿入があつたになつてしまつたということになりましたので、このたびこれを読みかえることを願ひする次第でございます。

第二も、やはり同じことから生じた法律技術上の問題で、内容の問題ではございませんが、やはり行政管理局の設置法が先に公布されることになりまして、その設置法によりまして統計委員会の権限は全部行政管理局に移されたわけでございます。そのために第六條の統計委員会の権限をきめました条文が全文削除になつたわけでございます。それでお手元の資料にございませうに、統計調整法の附則で統計報告調整法という字が二つ出ておりまして、その最初に出ておりましたところ昭和二十七年法律第四八号という字を入れておいたものでございませうが、それは削除された第六條に入るべきでございまして、第六條の全文削除とともに、この法律の番号も当然削除されてしまつたわけでございます。そこで法律番号のない統計報告調整法が一つ統計法の中に取残されるといふことになりましたので、その法律番号を新たに一つ出しております統計報告調整法の下につけ加えていただきたいというのが第二のお願いであります。

第三は、統計法第十條第六項の中に「官吏又は官吏」という字がございませう。従来は官吏の方は、一定の資格を備へますと、統計主事というものに補職されますが、官吏の方は統計官というものに補職されることになつておりました。それでありますから、統計主事になりますのは、現在においては官吏だけに限られておるのでございませうが、そこに「官吏」という字が整理漏れで残つておりますので、それを削除していただきたいというのが第三のお願いでございます。

簡単であります。以上補足申し上げてます。

○船田委員長 本件についての質疑は次会に譲ります。

計委員会の権限は全部行政管理局に移されたわけでございます。そのために第六條の統計委員会の権限をきめました条文が全文削除になつたわけでございます。それでお手元の資料にございませうに、統計調整法の附則で統計報告調整法という字が二つ出ておりまして、その最初に出ておりましたところ昭和二十七年法律第四八号という字を入れておいたものでございませうが、それは削除された第六條に入るべきでございまして、第六條の全文削除とともに、この法律の番号も当然削除されてしまつたわけでございます。そこで法律番号のない統計報告調整法が一つ統計法の中に取残されるといふことになりましたので、その法律番号を新たに一つ出しております統計報告調整法の下につけ加えていただきたいというのが第二のお願いであります。

○船田委員長 次に法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。法務省政務次官押谷富三君。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表四中久里浜刑務所、愛知少年刑務所及び新光学院の項を削る。

別表五愛光女子学院の項中「東京都北多摩郡狹間江村」を「東京都北多摩郡狹間江町」に改め、同表関東医療少年院の項の次に次の二項を加える。

神奈川少年院 神奈川県高座郡相模原町  
久里浜少年院 横須賀市

同表愛野女子学院の項の次に次の二項を加える。

河内少年院 大阪府中河内郡石切町  
和泉少年院 大阪府泉南郡下庄村

同表加古川学園の項の次に次の一項を加える。

奈良少年院 奈良市

同表豊浦医療少年院の項の次に次の一項を加える。

愛知少年院 愛知県西加茂郡保見村  
同表貴船原少女苑の項の次に次の一項を加える。

新光学院 山口県熊毛郡佐賀村

同表佐世保少年院の項の次に次の一項を加える。

大分少年院 大分県大野郡三重町

同表豊賜学院の項の次に次の一項を加える。

盛岡少年院 盛岡市

同表北海少年院の項の次に次の一項を加える。

千歳少年院 北海道千歳郡千歳町

同表四国少年院の項の次に次の一項を加える。

松山少年院 松山市

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

○押谷政府委員 ただいま上程になりました法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

この法律案の趣旨は、少年院法第二十一條第二項の規定による経過措置といたしまして、従来少年刑務所の一部を特に区別して特別少年院に充てておりましたが、本年四月一日以降この措置を法制上継続することができませんので、かねてその対策につき準備を進めて参りましたが、四月一日をもつて、新たに少年院を設置し、少年刑務所等を少年院に転用し、及び分院を本院に昇格させることといたしまして、少年院の増設を行おうとするものであります。これを個々の施設について申し上げますと、奈良少年院、大分少年院、盛岡少年院、千歳少年院及び松山



しいということもあると思ひますけれども、その弊害という方を考えますと、さほどのこともないのではないかと考えられる次第でございます。と申しますのは、現在位階を持つておられる方と、将来新しい方針のもとに授与される位階を持つて方との権衡の問題だろうと思ひますが、この点は新しい授与方針が、従来授与したものと比較して劣らないようにいたしたい、こういうふうな考へております。大体の線においては、従来授与したのよりもむしろいい位といひますか、それが授与されるようになって行くと思ひますので、そうしますればさほどの弊害はない、こう思つております。もちろんごく少数の方で、従来ある地位につかれています位階を持つておられる方はしばらくの間残ります、そういう方との間にいろいろ比較すると、新しい制度のもとに出す位の価値について批判の余地があるかと思ひますけれども、これも長い期間の問題ではない、こういうふうな考へております。

○吉田(賢)委員 なる根本的な面について大臣の御答弁を願ひたいのです、それは前回の公聴会に現われておりましたいわゆる時期尚早論でありました。これはやはり傾聴すべき一つの所見であらうと思ひます。今まだわが国といたしましては、根本的に改革をしなればならぬ国内の諸制度であるとかあるいは調整しなければならぬ各般の社会問題が山積いたしておりますし、また外交上、内政上におきまして、問題山積の際でありますので、こういう場合に、そういう方面に全力を傾注いたしまして、——むしろ榮典の制度は根本的には憲法に規定してあるのですけれども、ただちに制定する必要があるというところはまた別問題でありますので、いましばらく社会のおちつきを待つて、その上で出すということも考え方の一つかと思うのであります。そういう面に対する御所見を伺つておきたい。

○緒方(賢)大臣 国が占領期間を経まして平和条約ができて、独立を回復いたしましたことにつきましては、できればなるべく早く早くの資格をきめて参りたい。榮典のことにつきましては、憲法にもあることでありますし、その立て方についてはいろいろ意見、批判もあろうかと考へますが、一応独立ということでも国の立場もおちつき参りましたので、政府といたしましては、この際その資格の一つといたしまして、榮典制度をきめたい。それに対して国会でどういふ御意見があるかは別といたしまして、政府の立場はそういう考へで提案をいたしたような次第でございます。

○吉田(賢)委員 納得できませんが、次に問題を進めます。審議会の構成、運用の点であります、かりにこれを全面的に認めるとしても、やはり運用ということが重大なことになるわけでありまして、これも前会私が質疑いたしました、はつきりしないので大臣の御答弁を求めるわけでありました。たとえば、これはやはり国民の総意を代表してある両院の議長とあるいは各界の代表の意見とか、そういうものが比率とか数とか何か相当具体的に現われておるといふことになつて来ませんと、この審議会の運営は非常にへんばになる危険がありはしないかと思ひます。これはやはり私の私案として、両院の議長などは当然入れてはいかかかと前会にも尋ねてみたのですが、各階層の代表的な意向をよくくむというふうなことで、相当な用意を持つてしまふと、従来の勲章とか褒章とかいふものは、極端にいえば社会的ないわゆる有力層がこれを独占する傾向にありまして、いろいろと非難をされても、要するに有力層がこれを独占して行くという結果になつておりました、時代もすつかり移りかわらんとするときでありますので、やはりどういふ立場であらうと、どういふ無力であらうと、かわらぬ、漏れなくそれらを表彰せられ、功勞は功勞として審査の対象になる、あるいはある者は功勞ではないと有力な反対意見も出る、こういうふうなことがほんとうに審議の機会に論議されることになりませんと、運営の実を失つてしまひ、目的を達しないことになる危険がありますので、構成につきましては、各方面の意向を十分に反映し得るような具体的な規定をすること、国会等の意向は、その議決であるとか、あるいは代表を入れるとか、何らかの方法でできるだけ審議会の中にこれを反映せしむる、こういうふうなことにいつて相当な用意をもつて望まればならぬと思ひますが、いかがでしょう。

○緒方(賢)大臣 ただいまのお話は私も全然同感で、同じような考へを持つておりました、この審議会の構成につきましては、公正で良識のゆたかである人であることはもちろん、それが各界の一流の人であるかどうかという点等につきましても、何か偏見にとられないようにできるだけの注意をして、非難のない、世間から見まし

てこれはまことにものともな人選だといふ信頼を得ることが、こういう制度の運営につきましては一番大切なことと思ひますので、その点につきましては十分の注意をいたすつもりでございます。

○吉田(賢)委員 もう一点で終りたいと思ひます。勲章の種類に産業勲章といふのがあります。また功勞章があり、あるいは褒章といふことになつておりますが、公聴会でもいわゆる技術勲章を新たに設けてはどうかという意見が出、あるいは農林のために、篤農と申しまするか、農業上の功勞者を表彰する特別な何か方式を組み入れてはどうかという意見も出ておつたやうであります。こういう相當多くの人の意見をわれわれも世上聞くとこゝろであります。そこで何らかいわゆる産業という範疇に入りにくいような技術文化的な面、これは別に文化勲章とかあるいは功勞章などに入るべきかわかりませんけれども、そういう将来の日本の、ことに立國の大きな根幹といたしまして、特に技術文化的な方面の急速なる、大いなる発達をいねがわねばならぬ国でありますので、こういう面から見まして、やはり少し物足りないのではないかと。言いかえしますと、名前はどうでもよろしいやうござい

ます、前回はもう一つ技術とかあるいは農業とかいふような面につきまして、特に表彰する何らかの制度をこの中へ組み入れて行くといふことの必要がありはしないかという点について、ひとつ御意見を求めておきたいと思ひます。

○緒方(賢)大臣 まつた同感でございます。そういう勲功の選考のいたし

方につきましても、一般の良識とかけ離れたことがあつてはまずいのでありまして、ただいま御意見のありました趣旨はよくわかりますので、すべての産業の——文字の含む意味に非常識なことのないよう、その点は十分注意をいたしたいと思ひつてあります。

○吉田(賢)委員 これで終りますが、私は位に對する政府の答弁はまつたくふに落ちず、了解に苦しむのであります。これだけを申し上げておいて質問を打ち切ります。

○船田(賢)委員 次に從業員選考。○從業員 最初に官制官位にお尋ねしたいのです。この榮典制度の旧憲法下における考へ方と新憲法下における考へ方との根本的の相違があると私どもは思ふのですが、その根本の違ひを概略どういふ考へでこの新しい法案に盛り込んでおられるか、その点をお尋ねします。

○緒方(賢)大臣 根本的に申しますと、すべての独立後の制度の考へ方がさうでありますように、民主的な選考の仕方をしてもらいたい、そういう気持ちでいるわけでありまして、

○從業員 たいへんお答えが濃とされている。質問もあるいは濃としておつたかもしれませんが、ずつとこれを通覧してみまして、どうも新しい憲法の息吹が十分にこれに盛り込んでおられないから、こういういろいろの疑問が出るのじやないかと思ふので、実はお尋ねしたわけでありまして、申し上げるまでもなく、現在の憲法が審議されました当時、この問題を取扱つておりました金澤國務大臣の答弁の中に

現われておりますことも、私どもにこのごろ配付されたものの中にも書いて

あるのでありますが、従来は天皇の榮光を賜うというような思想が多分にあつたようでございます。従つて叙賜というようなことが常に行われた。この思想において天皇自身の特権としてこれが行われていた。今民主的という官房長官のお話がありました、新しい憲法については、これをどう取扱うかということについて、あの当時も相當議論があつて、この憲法がきまつたと記憶しているであります。すなわちこれは天皇の行われる国事として残つてゐることの一つに、この第七条の七号がある。ですから依然としてこれは政治でなくて国事だということであることは御承知だと思つております。

と云うがそれにしてもやはりこれは天皇が国民のためになさるんだということもまたはつきりしている。この点において、これは内閣がどれだけの責任を持つて国民に対するか、あるいは立法院であるこの議會が、どういふ立場でこの問題を処理すべきかということについて、やはり当時の思想の関連として、今日も新しい法律をつくる以上は、相當当時の考え方が織り込まれておらなければならぬと思つておられますが、その点に關する根本の考え方がわからなければ、私は議論しても根本的に意見の対立を持つのではないかと思つたので、この点をお尋ねしたわけでありませう。

どうお考えになつておるかをお尋ねしておきたいと思つた。この新しい國を再建して行くその功勞ある者に對しまして、將來國民の志氣を高めて行きます上に、また直接その功勞に報います上に、こういう榮典が新しい日本として必要である、そういう考え方をいたしまして、その選考につきましては、今までももちろん内閣がやつたのでありますが、今度は内閣が天皇に強い助言をいたしまして、その助言に基いて天皇が行われるというところであります、そういう意味から、考え方が従前とはまつたく違つた民主的な考え方になつておると存じております。

たしますが、この特権を伴うということとはどういふことなのか、これもただ言葉で特権を伴わないというだけでは理解しにくいので、どういふことなのか、その辺をもう少しはつきりとお尋ねしておきたい。たとえば前には特別な榮典を持つてゐる者は、特別な政治的地位にいたり、あるいはまた特別な經濟的な、金銭なり物品なりを國家の費用において与えていたということがあつたのでありますが、それが全然ないというのが原則だとわれ／＼は考へてゐるが、これがどうかあつて行くか、お尋ねしておきます。これは新法において、憲法十四条との關係において、一切の特権を伴わないというの、具體的にどういふことによるのですか、お尋ねしておきます。

文化勲章に年金をつけているという問題につきましては、文化勲章受章者は必ず年金をいただく、文化勲章に伴う權利だと、こういうような建前になつておりませんので、文化勲章は國家の榮典として選考される、別に政府の方から、政府限りにおきまして、文化功勞者に年金を授与する、こういう制度が別にございまして、たゞ／＼文化勲章をいただいた方で文化功勞年金を一緒にいただいた方ができているというだけで、結果的にはそういうことになつておりますが、建前は文化勲章をいただいた者には文化功勞年金を授与するということになつていませんので、憲法十四条に違反しているとは考へていないのであります。

天皇が國民のためになさるんだということもまたはつきりしている。この点において、これは内閣がどれだけの責任を持つて國民に対するか、あるいは立法院であるこの議會が、どういふ立場でこの問題を処理すべきかということについて、やはり当時の思想の関連として、今日も新しい法律をつくる以上は、相當当時の考え方が織り込まれておらなければならぬと思つておられますが、その点に關する根本の考え方がわからなければ、私は議論しても根本的に意見の対立を持つのではないかと思つたので、この点をお尋ねしたわけでありませう。

どうお考えになつておるかをお尋ねしておきたいと思つた。この新しい國を再建して行くその功勞ある者に對しまして、將來國民の志氣を高めて行きます上に、また直接その功勞に報います上に、こういう榮典が新しい日本として必要である、そういう考え方をいたしまして、その選考につきましては、今までももちろん内閣がやつたのでありますが、今度は内閣が天皇に強い助言をいたしまして、その助言に基いて天皇が行われるというところであります、そういう意味から、考え方が従前とはまつたく違つた民主的な考え方になつておると存じております。

たしますが、この特権を伴うということとはどういふことなのか、これもただ言葉で特権を伴わないというだけでは理解しにくいので、どういふことなのか、その辺をもう少しはつきりとお尋ねしておきたい。たとえば前には特別な榮典を持つてゐる者は、特別な政治的地位にいたり、あるいはまた特別な經濟的な、金銭なり物品なりを國家の費用において与えていたということがあつたのでありますが、それが全然ないというのが原則だとわれ／＼は考へてゐるが、これがどうかあつて行くか、お尋ねしておきます。これは新法において、憲法十四条との關係において、一切の特権を伴わないというの、具體的にどういふことによるのですか、お尋ねしておきます。

文化勲章に年金をつけているという問題につきましては、文化勲章受章者は必ず年金をいただく、文化勲章に伴う權利だと、こういうような建前になつておりませんので、文化勲章は國家の榮典として選考される、別に政府の方から、政府限りにおきまして、文化功勞者に年金を授与する、こういう制度が別にございまして、たゞ／＼文化勲章をいただいた方で文化功勞年金を一緒にいただいた方ができているというだけで、結果的にはそういうことになつておりますが、建前は文化勲章をいただいた者には文化功勞年金を授与するということになつていませんので、憲法十四条に違反しているとは考へていないのであります。

それからこの榮典法の方で一時金を授与することができるといふ規定もございまして、一時金はそのときの情勢によりまして、たとえば孝子節婦のような方の表彰につきましては、この案で行きますと、縁綬褒章ということになるのでございまして、縁綬褒章のほかに一時金をつけた方が實際に適合しているという場合もあるのではないかと、こういう場合の一時金につきましては、憲法にいう特権でない、こういうふうに解釈されております。

どうお考えになつておるかをお尋ねしておきたいと思つた。この新しい國を再建して行くその功勞ある者に對しまして、將來國民の志氣を高めて行きます上に、また直接その功勞に報います上に、こういう榮典が新しい日本として必要である、そういう考え方をいたしまして、その選考につきましては、今までももちろん内閣がやつたのでありますが、今度は内閣が天皇に強い助言をいたしまして、その助言に基いて天皇が行われるというところであります、そういう意味から、考え方が従前とはまつたく違つた民主的な考え方になつておると存じております。

たしますが、この特権を伴うということとはどういふことなのか、これもただ言葉で特権を伴わないというだけでは理解しにくいので、どういふことなのか、その辺をもう少しはつきりとお尋ねしておきたい。たとえば前には特別な榮典を持つてゐる者は、特別な政治的地位にいたり、あるいはまた特別な經濟的な、金銭なり物品なりを國家の費用において与えていたということがあつたのでありますが、それが全然ないというのが原則だとわれ／＼は考へてゐるが、これがどうかあつて行くか、お尋ねしておきます。これは新法において、憲法十四条との關係において、一切の特権を伴わないというの、具體的にどういふことによるのですか、お尋ねしておきます。

文化勲章に年金をつけているという問題につきましては、文化勲章受章者は必ず年金をいただく、文化勲章に伴う權利だと、こういうような建前になつておりませんので、文化勲章は國家の榮典として選考される、別に政府の方から、政府限りにおきまして、文化功勞者に年金を授与する、こういう制度が別にございまして、たゞ／＼文化勲章をいただいた方で文化功勞年金を一緒にいただいた方ができているというだけで、結果的にはそういうことになつておりますが、建前は文化勲章をいただいた者には文化功勞年金を授与するということになつていませんので、憲法十四条に違反しているとは考へていないのであります。

それからこの榮典法の方で一時金を授与することができるといふ規定もございまして、一時金はそのときの情勢によりまして、たとえば孝子節婦のような方の表彰につきましては、この案で行きますと、縁綬褒章ということになるのでございまして、縁綬褒章のほかに一時金をつけた方が實際に適合しているという場合もあるのではないかと、こういう場合の一時金につきましては、憲法にいう特権でない、こういうふうに解釈されております。

○維新委員 あつた方の方が憲法にいう特権でないといふ解釈すること自体が、どうも思想的に矛盾なり矛盾なりがあるから、せぬかといふことを憂へてゐるから、先ほど文化勲章の例を申し上げたのであります。この孝子節婦にせいで、褒章にせいで、あるいはまた功勞章にせいで、すべてこれは國家に對する功勞の顯著なる者、あるいはまたそれについて、量的なりあるいは質的なりについて

○維新委員 あつた方の方が憲法にいう特権でないといふ解釈すること自体が、どうも思想的に矛盾なり矛盾なりがあるから、せぬかといふことを憂へてゐるから、先ほど文化勲章の例を申し上げたのであります。この孝子節婦にせいで、褒章にせいで、あるいはまた功勞章にせいで、すべてこれは國家に對する功勞の顯著なる者、あるいはまたそれについて、量的なりあるいは質的なりについて

○維新委員 あつた方の方が憲法にいう特権でないといふ解釈すること自体が、どうも思想的に矛盾なり矛盾なりがあるから、せぬかといふことを憂へてゐるから、先ほど文化勲章の例を申し上げたのであります。この孝子節婦にせいで、褒章にせいで、あるいはまた功勞章にせいで、すべてこれは國家に對する功勞の顯著なる者、あるいはまたそれについて、量的なりあるいは質的なりについて

○維新委員 あつた方の方が憲法にいう特権でないといふ解釈すること自体が、どうも思想的に矛盾なり矛盾なりがあるから、せぬかといふことを憂へてゐるから、先ほど文化勲章の例を申し上げたのであります。この孝子節婦にせいで、褒章にせいで、あるいはまた功勞章にせいで、すべてこれは國家に對する功勞の顯著なる者、あるいはまたそれについて、量的なりあるいは質的なりについて

○維新委員 あつた方の方が憲法にいう特権でないといふ解釈すること自体が、どうも思想的に矛盾なり矛盾なりがあるから、せぬかといふことを憂へてゐるから、先ほど文化勲章の例を申し上げたのであります。この孝子節婦にせいで、褒章にせいで、あるいはまた功勞章にせいで、すべてこれは國家に對する功勞の顯著なる者、あるいはまたそれについて、量的なりあるいは質的なりについて

○維新委員 あつた方の方が憲法にいう特権でないといふ解釈すること自体が、どうも思想的に矛盾なり矛盾なりがあるから、せぬかといふことを憂へてゐるから、先ほど文化勲章の例を申し上げたのであります。この孝子節婦にせいで、褒章にせいで、あるいはまた功勞章にせいで、すべてこれは國家に對する功勞の顯著なる者、あるいはまたそれについて、量的なりあるいは質的なりについて

て同様なものではあるが、そのほかの勲章をあげるほどのものでないが、やはり国家としてこの栄典を手えようという思想であり、思想的に一貫したものでなければならぬ。そのものが思想的に一貫しておられるなら、この栄典法に出るわけはないと考える。従つてそれは、量的に、あるいは質的に、少いといつてもいいし、軽いといつても、表現はどうでもいいのです。が、そうでない者には金をあげてもこれは何でもいふ言われるけれども、どの点までそれが伸びて来るのか。そういう一つの点を考えて、ここに挿入することを考えたのでありまして、これが本法の思想の自己撞着であり、自己分裂であるというように考えましたのでお尋ねするのです。それは今の政府委員の説明の通りに、これが一貫した一つの栄典法案の中のものではないならば別です。ただいまお話のごとく特別に科学の奨励をするとか、または善行をした者に對して、国家が別にそういうような法律を設けるというところであるならば、これまた別の審議の一つの對象に私どもはしたいと思ひます。しかしこの法律の中にそういうことを入れておくというご自身に矛盾を感じないか、こういうお尋ねであります。

○緒方國務大臣 一時金は、いわゆる憲法の第十四条にあります特權と考へていない、そういう解釈をとつておりますので、今仰せられました矛盾を感じていないのでございます。

○笹森委員 しかばただ褒章ばかりでなくて、あるいはまた功勞章ばかりでなくて、普通の勲章を手える者について、さつぱり基準も示されていない。つまり法律となつてこれについての附屬法規もできるでしようし、いろいろ適用されるものが出て来なければならぬにせよ、潤滑油的なことをお話しになりますけれども、何が何だかさつぱり話がかからぬ。だからそのことをお尋ねしておるわけでありませう。

○緒方國務大臣 勲章による栄典と位による栄典とを並行して参りまして、補助と申す言葉はこの場合不適切であつたと思ひますが、實際栄典の授与にあつたとき、便宜の場合が経験からありますので、位の制度の本質は違ひますが、これを存置した方がいよいよ考へておるのであります。それならばどういふ場合に位を手えるかといふことにつきましては、審議會において、その場合々々につきまして十分検討する以外にないと思ひます。

○笹森委員 いずれ別の機会にまたこのことはお尋ねしたいと思ひますが、先ほどの質問に對して、やはり根本的に解明されておらぬようですからお尋ねいたします。この位といふものと勲章といふものとがまつたやうな、今度先ほどの御質問者のときにもありましたように、あるいは新しい憲法でも示されておられますように、爵位といふものがなくなつておられる。ところが位を殘そうと云う。元來位は身分に關係するものであつて、つまり人間の序列をきめる宮中席次から起つて来たことは私の申し上げるまでもないことなものであります。今日宮中席次といふものが、昔のやうなものとして存在してない。しかも身分といふものに上下があるいは貴賤の別をする、こういう昔から使ひならされた人間の身分を決定する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

○緒方國務大臣 位の制度は、今笹森さんの言われましたように沿革的に何か身分の上下を示すやうな感じが残つておりますけれども、この新しい榮典法におきましては、そういう身分の上下をきめる考えは毛頭ないのであります。まして、その功勞によつてこれを授けて行きたいといふ考えなのであります。たゞ、表わし方が旧來の位と同じであるために、やはり今の沿革から来る連想を伴ひやすいかと思ひますが、これを榮典法の中に存置したいという考えは、勲章ほどではありませんにけれども、やはりこの榮典の授与を完

いても莫大なる一時金を手えるというやうなことがかりにあつたとしても、思想的には矛盾をお感じなさらないのかお尋ねしておきます。

○緒方國務大臣 ただいまお話しになりました莫大の一時金といふやうなことは考へておりません。従ひましてそれと憲法の趣旨と矛盾を生ずる場合があるといふことも予想しておりません。

○笹森委員 それ以上は議論になりませんから、いづれ議論するときに申し上げることにいたします。

その次の問題であります。大体先ほどの質問者の中にもお話しがあつたやうでありますけれども、位を殘す、あるいは位を潤いのあるものに置くといふ問題について、もう少し私ども納得の行くやうに御説明を願つておきたいと思ひます。榮典を實際に授与するに對して、潤いのあるやうに、潤いのあるやうにすることは、法的に一体どういふことになるのですか。どうも事があるやうになると、常識的な問題になつて法的にはつきりしなくなるのですが、潤いがあるといふのは、法律的にはどういふことになるのですか、はつきりしていただきたいと思ひます。

——どうも私の尋ね方が悪いやうであります。これを實際適用される上におきまして、たとえば勲章だけに与えるのですか、あるいは位だけに与えるといふことがあり得るのですか、あるいはまた勲章が少し低過ぎると思ひ、ときに高い位をやるというのですか、あるいはまた位だけ高いものをやつてまつた勲章をやらぬといふか、勲章の上り下りをきめるというのか、一体何を基準としてそういうことをするの

か、さつぱり基準も示されていない。つまり法律となつてこれについての附屬法規もできるでしようし、いろいろ適用されるものが出て来なければならぬにせよ、潤滑油的なことをお話しになりますけれども、何が何だかさつぱり話がかからぬ。だからそのことをお尋ねしておるわけでありませう。

○緒方國務大臣 勲章による栄典と位による栄典とを並行して参りまして、補助と申す言葉はこの場合不適切であつたと思ひますが、實際栄典の授与にあつたとき、便宜の場合が経験からありますので、位の制度の本質は違ひますが、これを存置した方がいよいよ考へておるのであります。それならばどういふ場合に位を手えるかといふことにつきましては、審議會において、その場合々々につきまして十分検討する以外にないと思ひます。

○笹森委員 いずれ別の機会にまたこのことはお尋ねしたいと思ひますが、先ほどの質問に對して、やはり根本的に解明されておらぬようですからお尋ねいたします。この位といふものと勲章といふものとがまつたやうな、今度先ほどの御質問者のときにもありましたように、あるいは新しい憲法でも示されておられますように、爵位といふものがなくなつておられる。ところが位を殘そうと云う。元來位は身分に關係するものであつて、つまり人間の序列をきめる宮中席次から起つて来たことは私の申し上げるまでもないことなものであります。今日宮中席次といふものが、昔のやうなものとして存在してない。しかも身分といふものに上下があるいは貴賤の別をする、こういう昔から使ひならされた人間の身分を決定する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

○緒方國務大臣 位の制度は、今笹森さんの言われましたように沿革的に何か身分の上下を示すやうな感じが残つておりますけれども、この新しい榮典法におきましては、そういう身分の上下をきめる考えは毛頭ないのであります。まして、その功勞によつてこれを授けて行きたいといふ考えなのであります。たゞ、表わし方が旧來の位と同じであるために、やはり今の沿革から来る連想を伴ひやすいかと思ひますが、これを榮典法の中に存置したいという考えは、勲章ほどではありませんにけれども、やはりこの榮典の授与を完

する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

○緒方國務大臣 位の制度は、今笹森さんの言われましたように沿革的に何か身分の上下を示すやうな感じが残つておりますけれども、この新しい榮典法におきましては、そういう身分の上下をきめる考えは毛頭ないのであります。まして、その功勞によつてこれを授けて行きたいといふ考えなのであります。たゞ、表わし方が旧來の位と同じであるために、やはり今の沿革から来る連想を伴ひやすいかと思ひますが、これを榮典法の中に存置したいという考えは、勲章ほどではありませんにけれども、やはりこの榮典の授与を完

する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

○緒方國務大臣 位の制度は、今笹森さんの言われましたように沿革的に何か身分の上下を示すやうな感じが残つておりますけれども、この新しい榮典法におきましては、そういう身分の上下をきめる考えは毛頭ないのであります。まして、その功勞によつてこれを授けて行きたいといふ考えなのであります。たゞ、表わし方が旧來の位と同じであるために、やはり今の沿革から来る連想を伴ひやすいかと思ひますが、これを榮典法の中に存置したいという考えは、勲章ほどではありませんにけれども、やはりこの榮典の授与を完

する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

○緒方國務大臣 位の制度は、今笹森さんの言われましたように沿革的に何か身分の上下を示すやうな感じが残つておりますけれども、この新しい榮典法におきましては、そういう身分の上下をきめる考えは毛頭ないのであります。まして、その功勞によつてこれを授けて行きたいといふ考えなのであります。たゞ、表わし方が旧來の位と同じであるために、やはり今の沿革から来る連想を伴ひやすいかと思ひますが、これを榮典法の中に存置したいという考えは、勲章ほどではありませんにけれども、やはりこの榮典の授与を完

する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

○緒方國務大臣 位の制度は、今笹森さんの言われましたように沿革的に何か身分の上下を示すやうな感じが残つておりますけれども、この新しい榮典法におきましては、そういう身分の上下をきめる考えは毛頭ないのであります。まして、その功勞によつてこれを授けて行きたいといふ考えなのであります。たゞ、表わし方が旧來の位と同じであるために、やはり今の沿革から来る連想を伴ひやすいかと思ひますが、これを榮典法の中に存置したいという考えは、勲章ほどではありませんにけれども、やはりこの榮典の授与を完

する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

○緒方國務大臣 位の制度は、今笹森さんの言われましたように沿革的に何か身分の上下を示すやうな感じが残つておりますけれども、この新しい榮典法におきましては、そういう身分の上下をきめる考えは毛頭ないのであります。まして、その功勞によつてこれを授けて行きたいといふ考えなのであります。たゞ、表わし方が旧來の位と同じであるために、やはり今の沿革から来る連想を伴ひやすいかと思ひますが、これを榮典法の中に存置したいという考えは、勲章ほどではありませんにけれども、やはりこの榮典の授与を完

する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

○緒方國務大臣 位の制度は、今笹森さんの言われましたように沿革的に何か身分の上下を示すやうな感じが残つておりますけれども、この新しい榮典法におきましては、そういう身分の上下をきめる考えは毛頭ないのであります。まして、その功勞によつてこれを授けて行きたいといふ考えなのであります。たゞ、表わし方が旧來の位と同じであるために、やはり今の沿革から来る連想を伴ひやすいかと思ひますが、これを榮典法の中に存置したいという考えは、勲章ほどではありませんにけれども、やはりこの榮典の授与を完

する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

○緒方國務大臣 位の制度は、今笹森さんの言われましたように沿革的に何か身分の上下を示すやうな感じが残つておりますけれども、この新しい榮典法におきましては、そういう身分の上下をきめる考えは毛頭ないのであります。まして、その功勞によつてこれを授けて行きたいといふ考えなのであります。たゞ、表わし方が旧來の位と同じであるために、やはり今の沿革から来る連想を伴ひやすいかと思ひますが、これを榮典法の中に存置したいという考えは、勲章ほどではありませんにけれども、やはりこの榮典の授与を完

する貴賤、上下の別といふものを明らかに段階的に置くといふことは、いかに今の便宜がいかに、あるいはブラクテイカルに都合がいかに言われましても、われわれの國民感情とし、あるいは新しい、さつきお話しになりました民主主義の時代における法律の、非常に時代的なずれを私どもは感ずる。この感じ方は、感じなければそれまでの話でありますけれども、そういうものをもう一度持つて来るということ、先ほどお話しがありました通りに、公職会においてもたつた一人を除いて全部が反對であつたといふことに對して、やはりぜひこれを設けなければこの栄典といふものが都合よく、円滑に行かない、こうお考えになつておられるのかどうですか。そこまで強くお考えになつておられるのかどうか。しかもこの人間の貴賤、上下の別を置くといふことは、先ほど官房長官が一番先にお述べになりました民主主義的な制度を國家が設けることに對して、何らの矛盾をお感じにならないと仰せになるのですか、これをお尋ねいたします。

期的な隆叙があるといつたぐあい、しかも支配者が被支配者に対する一つの權威としてこれを悪用したという例が必ずしもないではない。これは国民感情として何とか直してもらいたい。主権在民の精神において、国民の象徴であり国家の象徴である天皇から授けられるという点に對して、喜びを感じておられるけれども、これは国民のためのものでなければならぬという思想が、ややともすると過去の榮典を持つてゐる者のために、その新しい制度が蹂躪されるという憂いがあるから、実はそのことをお尋ねしてゐるわけでありませう。そういう点において今度の位も、実際にすべての国民感情なり、あるいは古いものを存続してゐるものが新しい制度にそのまま切りかえ得るかどうかという心の心配が、大體公職会などにおいても反對的な否定的な議論の中心になつてゐるようでありませう。その辺の懸念がまだ残つてゐる。あるいはそれが尙早論が出て来たり否定論が出て来たりする重大なる原因ではなからうか。御承知のようにこの榮典制度は現内閣において御審議になつたばかりでなくて、すでに二回、三回の内閣において審議した問題であつて、突如としてこの位のことが出て来たといふことに對して、今の時代的なずれを非常に感ずるから、それで今の官房長官の立場なり感ずるはつきりしておきたいというのもその辺にありますので、これは法的な上から一體どういふ感ずるでございませうか、おきいたために実はお尋ねしてゐるわけでありませう。

○緒方國務大臣 どもつともな御意見であります。従来の位階制に伴う、たとへば具体的に申しますならば、宮中席次というふうなものに始まる階級的な考えは、全然これに伴わせないつもりでございませう。これを授けられた者が、勲章と同じように社会的に自然に尊敬を受けることは別といたしまして、この榮典に伴つて何か階級的なもの、この案を立案いたしまするに際しまして、全然そういう考えは持つておりません。

○笹森委員 次に別の問題で、審議会のことは先ほどお尋ねがあつたのですが、大體あれで精神はわかつたやうですけれども、やはりこの法案を審議する上において、もう一回お尋ねしておきたいと思ひます。それはここで十一名の委員の構成ということになつておりました。文字はいかに非常に公平で、また十分心して各界から出たことになるという御答弁でありましたが、公正で識見のあるものの中から総理大臣が任命するといふだけになつておりました。これをもう少し——これは今の時代の内閣はそれでよいかもしれませうが、法として残る場合には、制度としてやはり何々からこれをどうするといふことはもつとこまかくした方がよいのではないかと。そういうふうな内規のようなものや、あるいは一つの基準をこれからつくるつもりか。あるいはまたこの場合において、吟味するならば、その吟味をしてほしい。たとえば學界からとか、あるいはまたこの国会からとか、あるいはまた労働団体からとか、あるいはまた民間の諸団体代表からとか、あるいはまた地方自治体の代

表者からとか、何かしらそういう明確な基準を設けておけば、内閣がいかにかわりまして、そのときにつくられた法律が生きて行くことになるのであります。そこでまた公正で識見のあるものの中から内閣総理大臣が任命するといふことであれば、これはそう考へたといへば内閣総理大臣の一手で考へられることになるのであつて、今の官房長官の言明されたことが記録に残つておつても、それは法的な力とはならぬ。それでこれはあまり簡潔過ぎはせぬか。そこで内規を設けるつもりか、あるいはまた何かの方法で明確なものがあるのか、その辺をはつきりしていただければ、先ほどのお尋ねをもつと明確に私たちは了承し得ると思ひますからお尋ねします。

○緒方國務大臣 この審議会の構成は、この新しい榮典を私が先ほど申しました民主的に運営する上におきまして、一番大切なものと考へますので、この委員の構成につきましては、政府としてできるだけ慎重さをもちまして、いわゆる公正な人、良識の高い人を選ばなければならぬことはもちろんであります。ただいまのところその選び方について、内規を設けていふところまでは考へていないのであります。結局どの内閣もどの総理大臣も何らかの個性傾向を持つことは免れないので、結局世論の批判にまつて、その選考の仕方がはたして公正であるか、良識の最も高い者を選んだかといふことをきめる以外に方法はないのではないかと思ひますが、その間に内規によりましてそれを規正する、あるいは一層公正を期し得る方法が考へられましたならば、そういうことも考へて

よいのではないかと思つております。今のところはまだそこまで考へておりません。

○笹森委員 まだそこまで考へておらぬとすれば、私どもは不満足であると思へられますが、それは議論のときに申し上げます。

それからこの法案を提出なさつた現内閣の態度として、ひとつお尋ねしておきたい点があります。公職会においてもこの榮典制度を適用する範圍を厳選したよろうという意見と、できるだけこれを寛大にして、広く多くやつたらよろうという二つの説が対立しておつたやうであります。それからまた審議会の委員の身分を非常に厳重にこれを守つて行かなければならぬといふのと、できるだけこれを頻繁に交替して、そうして過激なからしめることがよいだらうといふことと、こゝろ二つあつたやうであります。もしも内閣にきまつた心づもりなり方針があるなら特に聞いておきたいことは、嚴選主義でこの榮典をやる方がよいと考へてゐるのか、できるだけ広く一般にこれを適用したらいと考へてゐるのか、その点をお尋ねしておきます。つまり平たく言へば勲章や何やらをもらふ人はごく少い方がよいのか、あるいは広く多くやるのがよいのか、公職会でも意見が二つにわかれておつた。たくさんやれといふのと、ごくわずかであるといふのと意見があつた。これは事務當局でもよいのですが、方針何かめどがあるのか。これは過去におけるところのいろ／＼の問題にも關係して参りますし、どういふやうな心づもりか。なかつたらなかつたでけつこうです。

○緒方國務大臣 それは新たに構成されます審議会の考へ方にもよりませうが、政府の考へ方といたしましては、やはり言葉で表わしますれば、厳選して、社会一般に見て、これはもつともな榮典の授け方だといふふうになつたと思つております。

○笹森委員 それからもう一つだけお尋ねしておきますが、それは勲章の種類が四つといふことになつてゐるもので、これも審議會でいろいろ議論があつて、もつと多い方がよいじやないかという考へ方と、あるいはまたこれは二つのものを一つにしてしまつた方がよいではないかという考へ方といふ二つの考へ方があるので、多分提案された提案者はこれについて提議されたと思ひます。けれども、勲章の種類をできるだけ多くして勲章に等級を設けないといふ考へ方が、一般の輿論調査の上でも、あるいはまた一般輿論調査の上でも相當あるやうであります。つまり、文化勲章といふものができたが、これには別に等級といふものはない。今後産業勲章をつくらうとしておるが、科学勲章といふものなり、あるいは労働勲章といふものなり、いろ／＼そういうものを考へて種類は多くして、それを五等級とか、大中小とか、特別な飾りの大きなものとかいふことをせず、に、同じ功勞があつたならばそれにまた副賞をつけたかといふこととは別に、つまり階級的にあつた差別を置かないといふことで種類を多くした方がよいのじやないかという考へ方があるのです。今お尋ねしますと嚴選主義だといふことでありますが、私は、嚴選主義でなくて、できるだけ種類を多くして、しかも等級を少くし

て、重なるものは重なるものとしての措置をした方が、むしろ民主的な栄典制度の趣意にかなうのじやないかという気持ちから、実はお尋ねしているわけでありませう。その点についてのお答えを願つておきます。

○緒方国務大臣 今のお尋ねは、勲章の種類を栄典法案にありますよりもふやした方がよいのじやないかという御意見も含まれておるのですか。

○近藤委員 そうです。それをお尋ねしておるわけですか。

○緒方国務大臣 この栄典法案をきめるにあたりまして審議会をつくり、これは相当慎重な人選をいたしまして、大体今日良識の高い人々を選び得たと思つております。政府は何と申しまして、一つの政治的、政党的な傾向を持つておられますが、こういう栄典法というものは、事の性質上、その審議会选择された人たちの意見をそのまま尊重する方がよいと考えまして、実はほとんどその意見のままにこれを入れておるのであります。その審議会におきましてあらゆる角度から検討して相当慎重に研究した結果、今の勲章の種類でいいだらう、あるものについて

は段階を設けるが、この勲章は段階がない方がいだらうというような結論を出して、それを骨子といたしましてこの法案をつつたような次第で、今政府といたしましては、この法案以外の考えは持つておりません。

○近藤委員 今の御答弁では明らかにありませんからもう一度お尋ねしたいのですが、文化勲章は一本であります、ほかの勲章は五等級くらい設けるものがあるのですか。そういうことは、根本的に考えてみると整理した方が

いいのじやないかと思つたのです。つまり一本にして種類を多くした方がいいのじやないか、そうすると法の建前としてもつきりしていいのじやないか。もしも等級を置かなければ、文化勲章も一から五までこれまた置かなければならぬと思つた。ところがあつたものは一本で、あるものは一本でないというところに制度上矛盾があるいはまた不自然がありはしないか。何もしやうし定規に考えるわけではないけれども、この階級を置くということについて異論があるならば、すべての勲章に階級を置くがよろしい、階級を置かないと階級を置かないがよろしい。置かないがよろしいなら、今言つた四種類といふことでなくして種類を多くすればカバリーできるのじやないか。厳選主義とおつしやいます、国民大衆は職業的に見て今二万からの職業を持つておるのです。こういうようなことを考えますと、単なる産業勲章といふことでもつて、今までカバリーしてない今後の国の経済なり産業なり社会生活なりをして行く上においてのすべてをカバーするに足るのかという点もあるのです。だから私が今お尋ねしておるの、一本で行くならば一本で、階級や等級を設けずに種類を多くする方が、この栄典制度の完全なる適用を期するゆゑにはないか。審議会においてどういふ議論があつたか知りませんが、つまりこういう気持ちでお尋ねしておるわけでありませう。

○村田政府委員 勲章の等級と種類の問題でお尋ねのようであります、少し技術的なことについて私からお答え申し上げたいと存じます。

勲章は功勞のある者に授与するといふことになつておる關係上、功勞に大小があるといふことから、それに等級があることもこれはある程度やむを得ないのでありまして、当然ではないか、こういうふうにお尋ねしておるわけでありませう。しかしそれならば、それが五等級がよいか三等級がよいかは別として、そういう等級一本で済むかといふことになりまして、これは理論的にはそれでも済むわけでありませうが、實際問題として人の功勞をそうはつきり測定できるものでもございませうが、必ずしも等級があるといふことが万能といふことにはならぬなりませう。といひますのは、等級があるため

にそのいづれの方を授与したらよいかといふことは、實際問題として判定に苦しみむような場合が起つて参ります。そこで補助的の言つと語弊があるかも知れませんが、補充的な意味で等級のない勲章も必要だといふことになりまして、これは外国でも大体同じようなふうになつております。そこで今度立案しましたのも、諸外国の例を見まして、等級のある勲章を二種類も三種類も持つておる国もありませうが、一種類だけつくりまして、そのほかに實際問題として等級のない勲章のあることが必要と考えられる面として文化と産業を考へ、単一級の勲章をつつたわけでありませう。

○船田委員長 大矢省三君。○大矢委員 私は重複を避けて事務的に

お尋ねしたいと思ひます。○大矢委員 私は重複を避けて事務的に

菊花草と旭日章を残すことになつておられますが、現在それはどのくらい存続しておりますか、その数を伺いた

い行つておるかということもお聞きしたい。それからこの栄典法に伴つていろいろ勲章がつくられることになつておるが、聞くところによりますと、もうすで

につくられておるということでありませう。その予算はどういうことになつておるか、また現在實際つくつておるのかどうか、この点をお聞きしたい。

○村田政府委員 第一のお尋ねの、菊花勲章を授与されて今持つておる人の数の問題でございませうが、これは外国人にも相当授与しております、外国人につくましましては、その方が生存しておられるかどうかの調査が今十分にできておりませうので、はつきりした数は申し上げられませんが、大して多い数ではないと思ひます。それで国内で菊花勲章を持つておられる方は十二、三人だと思つております。

それから旭日勲章の問題でございませうが、これは非常に数が多くございませうが、授与された方はある程度私の方の記録にあるのでございませう。授与された方が引続いて生きておられるかどうかという問題については、私の方に全然資料がないために推定になります。が、旭日勲章を現在持つておられる方は、おそらく百五十万から二百万ぐら

いの間じやないかと思ひます。この大部分は太平洋戦争は關係ございませうから、その前の事變關係で軍人として出征された、しかも兵隊として出られた方が非常に多数を占めておられます。それからこれはお尋ねでございませうが、今度の旭日章は過去の旭日章と全然同じものではないのでございませう。リボンの色に差をつける。リ

ボンのないものと申しますと、従来でいいますと二等の正章、一等の副章、今度できますと大綬章の正章と重光章、これは章の性質に差をつけよう、こう考へております。

それからすでにつくつておるかとお話でございませうが、品物は全然つくつておりませう。ただ大きな石青細工を初めつくりまして、それを小さい型にするのでございませう。その石青細工の方は試作として造幣局の方にたのみました。まだ私の方に持つて来ておりませうが、つくりつつあるのではないかと。石青細工は一つつております。石

青細工は直径が一尺五寸ぐらゐの大きなものでございませうが、それによつて形をきままして小さい型に直すつもりでございませう。

予算は前年度よりこういう物件の製造費の増額が六百三十万円ほどになつております。前年度より六百三十万円ほど増額の予算でやつて行くつもりであります。物件費以外の栄典法施行に伴う費用といたしましては、榮典審議會を置く費用と、それから今の物件費の増額と、その他若干の職員増額、合せまして約七百八十万円ほどが榮典法施行に伴つて増額になるようになつております。

○大矢委員 今答弁にありましたように、この菊花は十二、三人といふこととであります。それから旭日章は新しいものは違ふけれども、旧のもので約百五十万から二百万ぐらゐで、主として軍人、官吏だ。この法案の附則によりますと、この旭日章並びに菊花章はこのまま効力を有するといふことになつておりますが、近藤さんも言われ

て、重なるものは重なるものとしての措置をした方が、むしろ民主的な栄典制度の趣意にかなうのじやないかという気持ちから、実はお尋ねしているわけでありませう。その点についてのお答えを願つておきます。

○緒方国務大臣 今のお尋ねは、勲章の種類を栄典法案にありますよりもふやした方がよいのじやないかという御意見も含まれておるのですか。

○近藤委員 そうです。それをお尋ねしておるわけですか。

たように、こういう主権在民の新憲法における今日の国家として、国民みずからが、特に国家に功勞のあつた者を表彰するという新法に功勞のあつた今日において、わすかに、これは多分皇族と

思いますが、十人ぐらゐの人をなぜ残さなければならぬかという事は、私どもはわからないのであります。附則の第三項に「旭日章、宝冠章、瑞宝章及び記章は、この法律の施行後も、なお効力を有するものとす」とありま

すが、旭日章と菊花章をどうして残したか、これはひとつ官房長官にお聞きしたいのです。

それから特に儀礼的に、國際的にこれを用いるためにこういうものが必要だ、現にこの規定にもあります。が、これももちろん儀礼的に、國際的な關係上必要があるかと思ひますが、これを區別する必要がある。國際的な問題と國內的にこれを授与するものと區別する必要があるのではないか、こういうふうにも私ども考へるのですが、この点で官房長官にお聞きしたいのであります。

○緒方國務大臣 菊花勳章は、國際的にこれを贈呈する必要があり得るというところから残したのでございませう。旭日勳章の方は、勳章の形は似たようなものであります。従来と全然違つた考へで新しい民主的な國家の功勞者に与えようという事で、この勳章はやはり主たるものとして存置したいという考へでございませう。

○船田委員長 大矢君に申し上げます。午後二時にまた官房長官が見えますので、そのときに議つていただかせんか。

○大矢委員 その存置する理由をお聞

きたい。新しく出発するためには、特に菊花章とか旭日章というものは必要はないと考へておつたが、それを存置した理由をひとつ伺いたい。

○村田政府委員 私から旭日勳章のことについて申し上げたいと思ひます。これは従来は旭日、瑞宝、宝冠の三種類ありましたのを、今後新しいものにしたいという考へでいろいろ検討したのであります。その結果新しい勳章の方

がよいが、それはどういふ國家を採用了らばよいかというところにつきましては、結局現在としては日本の國旗なんかは従来のもので認められてゐるということから、旭日という従来の圖案は非常にすぐれておつたのでこれを採用したい、しかし前と同じものでは前のものをそのまま残したということになると思つて、さつき申し上げたように圖案の一部を変更して前のと違つておるのだ、こういうことになったのでございませう。

それから菊花勳章の方は、さつき長官から申し上げましたように、國家に一つの最高勳章があるということがいろいろな点で必要であるというふうに考へて残したのであります。

○大矢委員 従来百五十万ないし二百万の軍人、官吏に付与したこの旭日章をどうして一休残さなければならぬのか、その理由を官房長官にお聞きしたいと思ひます。佐藤さんも言われたように、新しく出発する民主國家として、主権在民の國民みずからが、國家のために功勞のあつた人に対して、審議会の決定に基づき國民の代表である内閣の助言によつてこれを行つたというのでありますから、一休前に功勞のあつた人のこういうものをどうして残さな

ければならぬか。國家機構、組織がかわつたのに、どうしてそういうものを残さなければならぬか。

○緒方國務大臣 今のは、旧憲法下に授与したものを今日でも僱用させておつたのかという御意見です。

○大矢委員 そうです。

○緒方國務大臣 それは先ほども佐藤さんにお答えした中でも触れたように思ひます。旧憲法と新憲法の間では非常に國の立て方が違つておつたが、また違つていないものもありまして、旧憲法下に与えられましたが、國民感情として僱用ぐらゐはさてもいいじゃないかというのを審議会の判断であつたように私は思ひます。し、政府といたしましては私の考へ方を受継いで、それを是認したわけでございます。

○大矢委員 私ども憲法がかわつたからといつて一切捨てよというのじやないのです。そういう功勞のあつた人にはあらためて審査をして、そうしてそういう人にも大いにこれを授与するといふことは異議はないのですが、そのまま繼承するということには私どもはどうしても納得が行かない。佐藤さんも言われたように、新しく出発する榮典法というものは、そういう従来のことにとられずに、新しい観点から、功勞のあつた人に功勞のあつた人として授与されることが私は最も法の精神にかなつたことである、かように考へておつた。旧國家に功勞のあつた人、しかも天皇の名において授与された勳章をそのまま残すということについては、私どもはどうしても納得が行かないのです。しかしこれはまた考

えの相違というならばいたし方ないのではありませんが、褒章の中に、「私財又は勞力の提供により公益のため著しい貢献をした者」、こういうのがある。この私財というのは、金を寄付して勳章をもらつた、勳章を買つたという問題がしばしば起つたのですが、こういう私財を出したために褒章をもらうという規定をここに明らかにするといふことはどうか。こういう言葉を使わなくても、功勞のあつた人ということになれば、おのずから審議会によつて決定されると考へます。この私財といふことを入れたといふことは、多分にいわゆる唯物史觀的な、資本主義的な金を中心とした表彰の仕方であると思ひます。在来これがどういふことに災ひされたことがありますが、こういう字句をどうしても入れなければならぬのでしようか、その点をひとつお聞かせ願ひたい。

○村田政府委員 ただいまの私財寄付に對する褒賞の問題は、これは旧褒賞といふか、現行褒賞條例から引離しておるものでございまして、公益のために私財を提供するといふことは國家として奨励すべきものである、こう考へて制定せられたものであります。が、この点は依然としてかわりないではないか、こう考へまして、従来の制度を踏襲したいという考へでおるのでございませう。

○船田委員長 大矢君の御質疑はまだあるようであります。次にお願ひすることになります。

○船田委員長 この際保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府の提案理由の説明を求めま

す。木村保安庁長官。

保安庁法の一部を改正する法律案 保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「十一万九千九百四十七人」を「十二万三千五百七十七人」に、「七千五百九十人」を「一万三千三百二十三人」に改める。

附則 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

○木村國務大臣 ただいま議題となりました保安庁法の一部を改正する法律案の提案の理由を申し上げます。保安庁の職員は定員は十一万九千九百四十七人でありましたが、今回これを十二万三千五百七十七人に、すなわち三千二百三十人を増員しようとするものであります。

この三千二百三十人のうち二千七百三十三人が警備官、残りの四百七十七人が保安官及び警備官以外の職員であります。警備官の増員については、わが國の海上警備力を増強するため、先般國會において承認を得ました日本國とアメリカ合衆國との間の船舶貸借協定に基づき、政府は、当初の予定に八隻のバートル・フリゲートを追加し、總計バートル・フリゲート十八隻及び大型上陸支援艇五十隻の貸与を受けたと考へ、追加八隻分のバートル・フリゲートを運航する等のため必要な海上員を増加するほか、第二幕僚監部に勤務する警備官を増員し、警備隊の部

隊、学校その他の施設を新たに設け、または充実にするために必要な職員の増加をはかることとするものであります。

保安官及び警備官以外の職員で増員されます四百七十七人は、保安研究所及び保安大学校の教育訓練を開始し、技術研究所の研究、調査の充実にあたり、かつ、保安庁の調達、施設その他の業務遂行の円滑を期する等のため必要な職員であります。

以上、本案の要点を申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○船田委員長 政府委員の補足説明を求めます。政府委員上村健太郎君。

○上村政府委員 ただいま大臣から御説明がありました提案理由に補足いたしました。御手元に配付申し上げておきます。表につきまして簡単に御説明を申し上げたいと思います。

警備官におきまして二千七百三十三人を増員したいと思っておりますが、その内訳といたしましては、第二幕僚監部の八十六名、これは本部でございまして、その他の陸上員と書いてございまして、横須賀、舞鶴各地方総監部の要員増とその他各地にありまして基地の要員その他通信所、総合術科学学校、それに今度予算に計上してございまして航空機関係の搭乗員、整備員等を合計いたしまして七百二十一人の増となっております。保安研究所と保安大学は、新年度におきまして教育訓練を開始いたしますので、この教育に当る要員でございまして、技術研究所の五人は造船関係でございまして、船舶の乗組員は、大臣から御説明がありました通り、P F八隻分の増とそれから

第一類第一号 内閣委員会第十五号 昭和二十八年二月二十日

廃船になります。減員とを差引して出た数であります。同上予備員とございまして、一般乗組員が事故を起したたり、あるいは陸上訓練等に充てる必要が出て参りますので、定員の二割の予備員を考えておるわけでございまして。

次に保安官及び警備官以外の職員の四百七十七名の内訳は、保安庁本庁の各局の二十九人、これは守衛、交換手、雑役手等の雇用人でございまして、第一幕僚監部関係の百二十八人は施設関係と調達の要員でございまして、第二幕僚監部関係、これは偶然数字が一致して百二十八人でございまして、地方総監部及び術科学学校、通信所等の要員でございまして、保安研究所、保安大学校は、前に御説明申し上げました通り教育訓練に当ります職員及び教官の増でございまして、技術研究所は造船、飛行機、そういうような関係の技術者でございまして、これを合計いたしまして三千二百十人になる次第でございまして。

○船田委員長 質疑は次会に譲ります。

○吉田(賢)委員 ちよつと資料についておはかりを願いたいです。それは保安庁の機構並びに人員、職員の給与、こういうものを資料として次会までに提出をおはかり願いたいと思ひます。

○船田委員長 ただいま吉田君より御要求の資料の御提出をお願いいたします。

午後二時まで休憩いたします。

午後四時十分休憩

午後二時二十二分開議

○船田委員長 これより内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続きまして栄典法案の質疑を行います。質疑に入ります前にお諮りいたします。武蔵運十郎君より理事辞任の申出が参りますので、これを許しまして、井手以誠君を理事に御指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○船田委員長 御異議ないようでありまして、さよう決定いたします。それでは栄典法案の質疑を行います。井手以誠君。

○井手委員 大臣に若干お尋ねいたします。すでに質問された点となるべく重複を避けたいと考えますが、事きわめて重要な法案でありますので、場合によっては重複する場合も出て来ます。が、お許し願いたいと思ひます。

今回新たに栄典制度を設けることについては、その時期と国民の納得が一番大事だと考へるものであります。政府は、独立の名に堪へて幾多の旧制度を復活しようとしておられるのであります。そのうちでこの栄典制度がその内容において最も露骨に旧制度復活の傾向が強いと感ずるのであります。そこでお尋ねしたいのは、国民生活もまだ安定していない、日本の民主化も徹底していない、むしろ逆コースをたどつております今日、しかも異郷にある遺骨はまだ引取られず引揚げも完了してない今日、急に栄典制度を設けるということとは時期が早いと考へられるのであります。この点については公聴会でも述べられたところでございます。時期について大臣はどのようにお考へであるか、お尋ねしたいと思ひます。

○緒方國務大臣 お答え申し上げます。政府はいろいろ旧制度を改めつつあるにかかわらず、栄典に關してはかつて旧制度に返りつゝあるではないかという御意見であります。が、今政府が政策として取上げておられるのは、占領中に行われし諸政策のうち、占領軍の善意の行き過ぎではあると思ひますが、国情に必ずしも適切でないもの、あるいは時間の経過とともに国情に適切でなくなつたものというふうなものをかえておるのでありまして、今度の栄典法制定についての考へと、その点政府自身といたしましては矛盾があるとは思つていないのであります。戦争後今日社会的にまだいろいろなおちつかない問題があるにかかわらず栄典制度に手をつける時期ではないかという御意見も、一つの御意見として尊重いたします。けれども、政府としては、同時に日本は、やはり新しい日本として、新しい独立国として再建を急がなければならぬ。その再建にあたりまして、功勞のある者に対しては國としてそれを顕彰する道を考えるべきであらうというふうなことから、事の先後順序ということよりも、何とか少しでも再建に役立つならばというふうな気持ちで栄典の整備を急いでおるような次第でございまして。

○井手委員 栄典制度は、国民がその人の功績をたたえる意味におきまして、國民の納得が一番大事だと考へられるのであります。そこに栄典制度の価値があるものと思ふのであります。ところが出されました栄典制度の内容は、まだ國民にほとんど知らされてい

ないものであります。その上に、この内容を大体承知した者は、公聴会でも明らかにされております通りに、従来の位階勲等を復活存続しようとするにとらへてほとんど反対している。この事実を考へますときに、國民の感情や反対を無視してこれを強行してはたして栄典制度としての値打ちがあるかどうか、私どもはこれに非常な不安と危惧を持つておるものであります。

そういう國民の反対、納得のない場合にあくまでもこれを押し切ろうというお考へであるか、対抗しようというお考へであるか、その点を念のために伺つておきたい。

○緒方國務大臣 民主政治の上におきまして、すべてのことを國民の納得の上に進めて行かなければならぬことはまつた御説の通りであります。が、この栄典制度につきましては、先ほど申し上げましたような趣旨から、できるだけ早く整へたいという意味で、すでに公聴会等のおとりはかりもあつたのであります。しかし國民の納得ということにつきましては、今日の制度といたしましては、やはりその國民を代表しておられる国会の批判を請ひ、国会によつて判断をせしめらうこと以外に實際上のやり方はないと思ひます。別にこれを強行するということも思ひませんが、国会の御判断、御審議にまづいてこれをきめたいという基本的な態度でおるのであります。

○井手委員 大臣は午前中の答弁で旧憲法と新憲法は根本的に違つておるけれども、また同じ点もあるという話があつたのであります。ところが一番違つておりますことは、旧憲法と新憲法との違いは軍國日本が戦争放棄をし

ないものであります。その上に、この内容を大体承知した者は、公聴会でも明らかにされております通りに、従来の位階勲等を復活存続しようとするにとらへてほとんど反対している。この事実を考へますときに、國民の感情や反対を無視してこれを強行してはたして栄典制度としての値打ちがあるかどうか、私どもはこれに非常な不安と危惧を持つておるものであります。

そういう國民の反対、納得のない場合にあくまでもこれを押し切ろうというお考へであるか、対抗しようというお考へであるか、その点を念のために伺つておきたい。

○緒方國務大臣 民主政治の上におきまして、すべてのことを國民の納得の上に進めて行かなければならぬことはまつた御説の通りであります。が、この栄典制度につきましては、先ほど申し上げましたような趣旨から、できるだけ早く整へたいという意味で、すでに公聴会等のおとりはかりもあつたのであります。しかし國民の納得ということにつきましては、今日の制度といたしましては、やはりその國民を代表しておられる国会の批判を請ひ、国会によつて判断をせしめらうこと以外に實際上のやり方はないと思ひます。別にこれを強行するということも思ひませんが、国会の御判断、御審議にまづいてこれをきめたいという基本的な態度でおるのであります。

○井手委員 大臣は午前中の答弁で旧憲法と新憲法は根本的に違つておるけれども、また同じ点もあるという話があつたのであります。ところが一番違つておりますことは、旧憲法と新憲法との違いは軍國日本が戦争放棄をし

ないものであります。その上に、この内容を大体承知した者は、公聴会でも明らかにされております通りに、従来の位階勲等を復活存続しようとするにとらへてほとんど反対している。この事実を考へますときに、國民の感情や反対を無視してこれを強行してはたして栄典制度としての値打ちがあるかどうか、私どもはこれに非常な不安と危惧を持つておるものであります。

て、平和日本になつたことだと私は思うのであります。日本が主権在民のもとに新たな出発をしようといはしてあります。今日、従前の位階、勲等を生かして百五十万から二百万人の多数のうちの九割を占める旧軍人の功績を今あらためてたえようとするのは、平和憲法の精神に反するのじやないかという考えを私は持つておるのであります。この点が非常に大事な点だと思つておられます。ほかの方からも質問がありました。たぐさんの、百何十万人かの旧軍人の功績をたええ——全部が侵略戦争にということまでは申しせんけれども、そういうやり方を一擲した平和憲法のもとにおいて旧軍人の功績をたええようとするのは、私は平和憲法の趣旨に違反するといふ考えを持つておられます。非常に重大な点でありますので、大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○緒方国務大臣 旧憲法と新憲法の間にその建前におきまして根本的にかわつておりますことは、ただいま仰せの通りであります。ただ国民感情は必ずしもかわつていない点もありますので政治の上におきまして、国民感情というものも相当考へるべき要素であることは申すまでもありません。それほど積極的な考へに基くものではありませんけれども、旧憲法下に授与された栄典、それをそのままただ佩用を許す、すべての特典はこれを廃止して佩用を許すといふことは、今日の日本の現実から見ましてさほど私は矛盾した扱いではないと思ひます。これはあるいは考へ方の違いかもしれせんが、百五十万の旭日章を持つておる人らも、必ずしも太平洋戦争に關係した

人だけではないので、その前までかほつてすべての常勤者を無視する必要もなからうといふのがこの栄典制度に盛り込まれた根本的の考へであるのであります。

○井手委員 旧軍人の功績をたええといふことにつきましては、私今の御答弁に不満であります。これは意見にもわたりますので、後日に譲りたいと考へておられます。

次にお尋ねしたいのは、わが国の賞勲制の最も大きな目的は軍隊にあつたことは周知の通りであります。法案の第八条の功勞章に「自己の危難を顧みず勇敢な行動をなし、」云々といふ条項がありますが、保安隊に対してはどういふふうにお考へになつておるか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○村田政府委員 保安隊につきまして特別の、保安隊特有の章といふものは考へておりません。御指摘になりました八条三項の章は、警察官、消防その他工場、鉱山等において特別勇敢な行動をして災害を防いだといふような場合に適用するつもりであります。数は多くないかと思ひますが、そういう職務に在る人のほかに、一般人でたまたまそういうところに出くわして協力した人たちにも授与する、こういう考へでございます。

○井手委員 それでは重ねてお尋ねしますが、この第三項のことについては、消防その他という御答弁であります。それは保安隊については、別にやる対象には、この法案においてはなつていないのであります。

○村田政府委員 保安隊の職員で功勞のある方は、もちろんこの対象になります。

ます。ただ保安隊の職員を特別に目的とした章はつくつておりません。こういう意味でございます。

○井手委員 この法案はきわめて大まかに条項をつくつてあります。すべては総理大臣の考へでどうにでも適用されるような内容になつてゐるようであります。しかもこの審議機関も総理の任命といふことになつてゐるのであります。いわゆる大権委任のようになつてゐるやうになつておられます。大臣は民主的と言つておられますが、この法案そのものが、きわめて私どもは非民主的な感をもたすのであります。ただ運用に慎重を期するだけでは、どうしても私も承服しかねるものであります。また國民もすべて総理大臣一個の考へで慎重を期するといふもの、それだけできるといふことではあれば、國民も納得しないだらう、こういうふうな考へを持つてゐるのであります。また先般の公聴会におきましても、公述人は口をそろえて、産業勲章はどういう方面にやるのである、またどういふ人を委員に選ぶのである、そういうことははつきり銘記すべきである、それが民主的であるといふことを強く要望されたのであります。従つて政府は國民のこれに対する不安あるいは危惧を解消して、真に民主的に運用するために、その基準を先刻も質問がありましたが、委員人選の基準であるとか、あるいは産業勲章はどういふ方面にやるとか、その基準を少くとも本委員会において公約されることが必要であると思ひます。先刻の審査委員の質問に対する答弁において、政府は考へていないといふやうな御意見でありました。私は今までは考へていなかったか

もしないが、こういう重要な点については当然考へるべきだと思つておられます。委員会の審議中にそういう基準を示される用意はないか、この点をお尋ねしたいのであります。

○村田政府委員 勲章の授与の基準といふことにつきましては、審議会の方にかかけまして、それからきめようと思つておられます。従ひまして、ここ何日かの間にぐらんに入れるといふわけに、ちよつと行きかねると存じております。

○井手委員 基準を示すことはできかねるというお答えであります。各委員ともそういう要望が強いのであります。ほんとうに政府が國民に納得させるこの栄典制度を価値あるものにしようといふお考へであるなら、私はここにある程度の基準は示されるのが正しいことではないか、また当然の任務ではないか、かように考へるのであります。産業勲章はどういふ方面に——功績の特に顯著な労働者にやるとか、あるいは多収獲の功績があつた農民にも与えようといふようなことを、はつきり言明されることが必要だと考へるのであります。この点について、特に大臣のお答を願ひたいと思ひます。

○緒方国務大臣 すべての政府のいたしますことは、輿論の批判の前に立つて申します。国会に責任を負つて、その當つておるか否かをきめらるべきものである。ただいまお話のいたしたやうなことは、実際に人選をいたします上に当然考へべきことではあると思ひますが、今この栄典審議会の構成につきまして、そういう基準をこの中に入れようといふ用意はいたしておりません。

○井手委員 大臣の答弁に不満の点があります。根本的に意見が違つておるためにそういう結果になるだらうと思つておられます。事務的にはさらにいろいろとお尋ねしたいと思ひますが、大臣に対する質問は、一応これで打ち切ります。

○船田委員長 大矢省三君。

○大矢委員 この統計を見まして、旭日章が陸海軍將校に多いことが明らかであります。こういうものを残さなければならぬといふ先ほどの答弁がありましたが、しからば一体瑞宝章のごときものをどうして削つたか。瑞宝章もそのまま残すべきではないか。これだけを削つて、旭日章と菊花章を残した理由を伺ひたい。

○村田政府委員 今のお尋ねでございますが、旭日勲章は残す、私らはこういう觀念でおらないのであります。従来の旭日章も瑞宝章も宝冠章も、すべて同じ取扱ひである。従来それにくつておりました勲章等といふものは廃止して、ただその勲章をつけ得るという点で有効としておる、こういうふうな考へておられます。そこで、新しく今後授与するものは旭日勲章を用ひますが、これは従来の旭日章と違ふものがある。意匠は似ておりますが、觀念的には違ふものである。そこで瑞宝章は削る、旭日章は残す、こういうふうな考へておられます。旭日、瑞宝、宝冠従来のこの三章は、勲等といふものを切り捨てて、着用品でよいと考へて有効にしておる。そして新しく今後授与する勲章は、たまたま従来の旭日章と意匠の似ているものを用ひる。こういうふうな御了解願ひたいのであります。

○井手委員 大臣の答弁に不満の点があります。根本的に意見が違つておるためにそういう結果になるだらうと思つておられます。事務的にはさらにいろいろとお尋ねしたいと思ひますが、大臣に対する質問は、一応これで打ち切ります。

○船田委員長 大矢省三君。

○大矢委員 この統計を見まして、旭日章が陸海軍將校に多いことが明らかであります。こういうものを残さなければならぬといふ先ほどの答弁がありましたが、しからば一体瑞宝章のごときものをどうして削つたか。瑞宝章もそのまま残すべきではないか。これだけを削つて、旭日章と菊花章を残した理由を伺ひたい。

○村田政府委員 今のお尋ねでございますが、旭日勲章は残す、私らはこういう觀念でおらないのであります。従来の旭日章も瑞宝章も宝冠章も、すべて同じ取扱ひである。従来それにくつておりました勲章等といふものは廃止して、ただその勲章をつけ得るという点で有効としておる、こういうふうな考へておられます。そこで、新しく今後授与するものは旭日勲章を用ひますが、これは従来の旭日章と違ふものがある。意匠は似ておりますが、觀念的には違ふものである。そこで瑞宝章は削る、旭日章は残す、こういうふうな考へておられます。旭日、瑞宝、宝冠従来のこの三章は、勲等といふものを切り捨てて、着用品でよいと考へて有効にしておる。そして新しく今後授与する勲章は、たまたま従来の旭日章と意匠の似ているものを用ひる。こういうふうな御了解願ひたいのであります。

○井手委員 大臣の答弁に不満の点があります。根本的に意見が違つておるためにそういう結果になるだらうと思つておられます。事務的にはさらにいろいろとお尋ねしたいと思ひますが、大臣に対する質問は、一応これで打ち切ります。

○船田委員長 大矢省三君。

○大矢委員 これを最も公平に厳選するといふ意味で、審議会が設けられておりますが、あらゆる審議会で、決定事項といふものはこれを尊重しなければならぬといふことを、たいいてい加えておいて、これにはその規定がない。従つて、審議会が六名以上の賛成があつて決定しても、総理大臣がこれを拒否することが、これではできないのではないかと。せつかく審議会が厳選をして決定したものが、当然授与すべきであるにもかかわらず、単なる諮問機関として、それが拒否できるような規定といふものは、審議会の権威の上に、あるいは決定の上に、非常に欠陥があるのではないかと。委員会はたいいてい決定を尊重すべしとか、しなければならぬとか書いてあるが、これには単なる諮問機関として委員会を設ける。しかも六名以上の賛成があれば、これを議決しなければならぬ。その議決がしかも諮問機関であるから、内閣総理大臣は尊重しなくてもいい、あるいはこれを拒否することも、この法文からできますが、そういうことは、審議会の権威の上にも、これを決定する上にも、これは当然明記すべきじゃないかと思ひます。これに対する御意見を承りたい。

○村田政府委員 法律の条文の問題でございまして、私より答弁させていただきます。ただだいたいと思ひます。勲章につきましても、ここに審議会の決定を尊重するといふふうな字句は使つておりませんが、勲章の授与といふものは、憲法によつて内閣の助言と承認が必要であり、従つて必ず閣議にかけなければならぬ。その閣議にかけられるには、前に栄典審議会の議決を経なければならぬ。こういうふうになつておりますから、議決を経なければ総理大臣は閣議にかけられないのでございまして。それです。単なる諮問といふ以上、内閣総理大臣が栄典審議会に拘束する、こういうふうな考へております。二十三条の方で、その他重要な事項や何かについては諮問の方になりまして、これはほかの諮問機関と同じような性格だと思ひますが、勲章の授与の決定といふことについては、単なる諮問機関以上の権限を栄典審議会に持たせておる、こういうふうな考へております。

○大矢委員 それではこういうふうな解釈によつてよろしうございませうか。審議会が決定することは、これを閣議にかけられるのであるから、これはそのまま閣議で決定するといふふうに解釈してよろしうございませうか。

○村田政府委員 憲法で、閣議といふものが栄典授与については規定されておりました。閣議を栄典審議会が拘束するといふことになると、憲法違反といふことになるのでありまして、そこまでは法文ではつきりはいたしておりません。事実問題としては、おそろく栄典審議会の決議、たとえば何のだから、これを三等としたりして来たのを、これを二等にするとか四等にするといふことは、閣議では容易に行われ、それは絶対にかねぬといふことになると、憲法の規定と矛盾するものであります。そこまでは法律で要求できない、こういうふうな考へて、この案を書いたやうなわけでございます。

○大矢委員 これは午前中にもあり、今また質問があつたようですが、この位階、これを八階級にわけたのは、一体どういふわけでございますか。この審議会の答申は、いまだ一致を見ておりません。これをこしらへる前に、立案するにあつて、審議会においてどういふ答申がなされたか。言いかえると、審議会ではこれを決定したか。その点をひとつ……。

○村田政府委員 おつしやる審議会といふのは、この制度をつくる審議会のことでございませうか。

○大矢委員 そうです。

○村田政府委員 そうでございます。これは栄典制度を調査する非公式な審議会でございます。この法案には関係のない審議会のことでございませう。その方でしたら、位につきましては、これは審議会ではつきり決議したわけでございますけれども、あまり御賛成の方はございませうでした。

○大矢委員 この審議会でもまだ意見がまとまつていない、答申もないものを、特にこういうものを設けたについては、先ほどから答弁がありました。これは質問者の方にもありました。よく、これは宮中の席順をきめる制度でありまして、今日それがなければならぬのであるかといふことをちよつとお伺ひしたのですが、私どもはよく承知することができないのであります。いま一度、審議会の意見もまたもらない、しかもそれをどうしてもここに七条として規定して、こういう制度を設けたことについての経過を、お伺ひしたいと思ひます。

○緒方国務大臣 それは午前中にも申し上げましたように、栄典授与の経験から、こういう制度を併用することが便利である——という言葉ははなはだ当らぬかもしれせんけれども、やりやすいといふことがありましたので、審議会と別に政府において考へたやうな次第であります。

○大矢委員 それから第八条の三項に「特別の功労章を授与する」とありますが、この前段のいわゆる功労章は銀章、金章、これ以外にあるのですか。これを五つもつた場合に加算するので、三項はいわゆる国家、公共に對して、「自己の危難」といふことがあつて、これを特別にやるのか、あるいはこれを前項にかかわらず出すのか、この点が法文ではよくわからぬのですが、これをひとつ。

○村田政府委員 第八条の功労章は、これは大きくわけますと二つになる、こういう觀念でございます。その一つは、二項の功労章でございます。もう一つは三項の特別の功労章といふふうに、それ／＼あります。二項の功労章は金章、銀章の二色になる、こういうふうな考へております。そこで實際問題として、ある功労を立てた人がある、それは第八条の一項に該当する。そうしますと、その場合にその功労についてさらに検討しまして、その功労が自己の危難を顧みずになつた功労であれば三項の功労章を出しまして、二項の功労章は授与しない。そういう勇敢な行動なしに立てた功労でありましたら、二項の功労章だけを授与する、こういうふうな考へております。そうしまして、同じ人が重ねて功労章をもらつたやうな場合、前に二項の功労章をもらつた人が、さらに次に重ねた功労がやはり勇敢な行動でない功労であつたら、前の功労銀章でありましたら金章に進む。功労金章でありましたら、その上がありせんから杯といふふうになると思ひます。それからその方が前は普通の功労であつたが、二度目は勇敢な自己の危難を顧みずになつた功労である、こういう場合には、前の功労銀章をそのままにして置きまして、そのほかに三項の功労章を授与する、こういうふうな運用するつもりでございます。

○大矢委員 この産業勲章、それから文化勲章ですが、これは一定でありまして、ほかのものはたいいてい五階級くらいになつておりますが、同じ勲章でも一般の觀念といふものは、旭日勲章並びに菊花勲章ですか、こういうものが非常に上位にあるといふ考へ方を持つのではないかと。従つてこれはこういう階級をつけず、對等のものであるという感じを持たすために、私は旭日勲章をこうした五階級にわけるといふのはどうかと思ひますが、それについてどういふ心配はないとお考へになるかどうか。

○村田政府委員 旭日勲章と比較しまして、文化勲章、産業勲章の方が低く評價されるかといふお尋ねでございます。これは、勲章としましては別級になりますので、必ずしもどちらが高いとはいへない。それが實際問題として、旭日勲章はごらんのように五階級ありますので、相当功労の高い人から、それほど高くない人まで出し得ることになつております。

が、文化勲章と産業勲章は単一級でありますし、さらにその章のかつこうから行きまして、相当体裁のいいものでありますから、文化なり、産業なり、その方面の功勞の相当高い人だけに限られる、こういうことになると思つております。

それからさつき基準は非常に立てにくいと申しましたが、基準の意味でございしますが、たとえば産業勲章の中には、農業も、それから産業上の技術改良というようなもの、あるいは労働というようなものが入るかという程度のことです。ございましたら、これは含んでいるものと考えております。

○大矢委員 この間公聴会でもありましたが、技術勲章というよりなものをこしらえたらどうか、特に産業勲章としての名前には致しないような労苦者があつた場合に、非常に困難ではないか、従つて新しくこの中に含まれるとするならば、名前が適當でないという御意見もあつたようですが、今言つた技術勲章をこしらえるということと、貿易なんかに貢献した人是一体どの産業勲章に入るのか、この点二点です。

○村田政府委員　産業という言葉が非常に適切な言葉とも思えませんが、いろ／＼検討したのですが、結局こういうようなことにおちつきましたが、よい言葉がほかに見つからなかつたからでございまして、そこでお尋ねの貿易と技術ということになりますと、貿易は少くとも産業に入りますと、貿易は少くとも産業に入りますと思っております。それから技術ということになりますと、それが学問上非常にむずかしい研究の結果のものであるとすれば、

それはあるいは文化勲章の方に入るか  
 と思います。それからその技術が産業  
 の発展に効果をもたらしっております  
 ば、産業勲章が授与できる、こうい  
 うふうに考えております。

○大矢委員　これは大臣あるいは政府委員にお尋ねするのはどうかと思ひますが、市町村長がこれを推薦するということに相なつておる。もちろん都道府県知事を經由してこれを推薦するということになつていますが、その他政府関係、たとえば先ほども質問がありました、保安隊、警備隊をういうものを推薦をするというのは当然長官だと思ひます。午前中木村長官にお尋

れしようにと思つたけれども、いたがつかぬので、これは特に陸海軍の現在をそのまゝ頼用することができるといふ意味の附則がついておるけれども、私ども軍隊だと思つてゐるけれども、私といふ保安隊、警備隊、それらの人にひひかへして、今の大員として今の官房長官が推薦する御意思があるかどうか。つまり市町村長が表彰をする手續をするのですが、結局それは長官によつてやられると思ひますが、官房長官のお考えはどうですか。推薦されるのですか。

○村田政府委員　ちよつと先に私から  
条文の意味を御説明させていただきます。  
す。第二十一条では、表彰の中出が、市  
町村長または都道府県知事ということ  
になつておりますが、その趣旨は市町  
村長とか、都道府県知事がこういうこ  
とをなし得るし、またむしろ義務を持  
つということは法律ではつきりしなけ  
れば、今の立法の建前でいかぬ。こう

いうことになつてゐるために、ここに特に入れてあるのでございます。従ひまして、ほかの方面でそれ／＼表彰の申出をされることを排除しているわけではないのでございます。特別の官庁、たとえば会計検査院といふものであれば会計検査院長、両院事務局職員については事務総長から、こういうこととはもちろん排除してないと思ひます。たださつきのような自治法との關係から、市町村長とか都道府県知事だけをここに書き出してあります。

○大矢委員 これは法文に明らかでありますからその程度でよくわかります。そこでではかの今の保安隊とか警備隊——この法案にありますように、百六十万かの旭日章をもらつたものはその効力を有するのですから、保安隊並びに警備隊に対してもそれとひとしいこういうものを、保安庁長官はおらぬのですが、官房長官として今後出す御意思があるかどうか。

○緒方國務大臣 この榮典法制定の趣旨に基きまして功勞を顯彰すべきものであると考えました場合には、保安隊でありますと保安隊でない、いかなる職階におきましても區別なく授与したいという考えでおります。

○大矢委員 私はこれに対して相当意見がありますが、意見にわたりますので、質問はこの程度で打ち切ります。

○笹森委員　せつかく官房長官が見えておりますので、あるいはほかの委員から質問が出るだろうと思つて期待しておりますが、一、二点落ちてゐるようでありますから、私もこれは明確にしておきたいから、若干質問させていただきます。それはこの前に同僚の委員の一人から、金鶏勲章は廃止、旭

日章は残すという問題についての質問があつて、その質問者は官房長官の御出席のときにお尋ねしたいということをや言い残しておつたことを記憶しております。その後そういう質疑応答があるいは私の欠席中にあつたのかもしれませんが、その点についてもしもうなづかぬところと御説明願います。

言葉を補足して申しますと、新憲法が戦争放棄となりましてから、特に金鵄勳章をやめてしまつたということは御承知の通りであります。ところがその当時に、金鵄勳章と同時に旭日章が与えられておる、あるいはまた非常な功勞の高い者には金鵄勳章を出して、その次に位するものとして旭日章その他のものを与へてゐた。ところが非常に功勞の高いものの金鵄勳章というものの

がなくなつて、同時にあわせて与えられたその職章だけを残すということは不公平ではないか、こういうような議論があつたわけですから、それに對して、これは同時に与えられたのだから、片一方旭日章が残っているからいいやないかというやうな、そのときの政府説明員の答弁があつたことを記憶しております。ところが根本的には、やはりこれを残すということであれば、

これはそれとして、戦争の結果によつて旭日章も与えるのですから、そういうふうなことに對する非常な功勞のあつたものとは認めずに、その次に位するものだけを認めるといふことに矛盾を感じないか、また欠陥がないかという質問があつたときに、政府の説明は不十分であつた、その点を指摘されて、官房長官の御意見を伺いたい、こういうことであつたのでお尋ねいたします。

○**緒方内務大臣** お答えいたします。  
金鵄義章は明らかに戦争の勲功に対する栄典でありまして、今日戦争放棄の民主憲法が出ましたときにこれを廃止することは、その極めて認めないといふことはつきりしておるような気がいたしますのであります。旧制度の旭日章は、その制定されたときの由来を多少聞

き及んだこともありますが、これはははつきりと戦争の勲功というものに限つたものでありませんので、その間金鵄勲章に対するわれ／＼の感じとは相当逕庭があるように思います。そういう意味から、きわめて明快でないといふことはある特殊の場合に言い得るかと思ひますけれども、特にこれをはつきりさせなければならぬほどのものではないように考えております。

○笹森委員 どうもさような答弁ははつきりしないのですけれども、しかし私はあえて追究しようと思つてゐるののではない。金鵄勳章を認めないということに対して、私はこれ以上ここでは議論を申そうとは思いません。ただしかし、金鵄勳章というものが戦争の結果であることは著明であるということに協力したというその一点において表彰せられ、あるいはまた初めてこれを授与せられたという明らかなものもあるはずです。そういうものを残しておくということであるならば、そこに今のこのお話がいよいよあいまいになりはせぬまいか。戦争に協力したことによつてもらつた金鵄勳章でないものがあるのですから、それをこういふに残すということであるなら、おかしい。徹底的に全部これを認めないということであれば、理論が透徹するが、非常に功勞

の低いものだけはやめてしまつて、その次に戦争に協力したことによつて——もとよりそのみでないことはお話の通りですけれども、それで表彰せられ、あるいは初めて授与せられたものは残しておくということを否定する論拠が出て来るので、お尋ねしていただくわけでは。

○緒方内務大臣 それは私は瑞宝章の場合も言ひ得るのじやないかと思つて、戦争協力ということでありますれば、直接武器をとつての協力でないまでも、戦時に戦争目的遂行のために協力した意味において、瑞宝章をもらつてゐる人もあるのです。一応新憲法のもとに、旧制度の勲章は旭日章、瑞宝章ともに廃止されました。その間の区別はつきりした線はどうか、引けないのじやないかと思つてゐます。

○笹森委員 ですから結局私どもとしては、以前の勲章は一応御破算にして、できるならば——これは政府としては非常に煩わしいと思ひますので、また取扱上問題になりますけれども、ほんとうの理論から申しますならば、今までの勲章を与えられました者を、もう一ぺん過去の業績を洗いざらいして、再審査して、過去の勲章を持つてゐる者はこれに該当するのだといつて与えるならば、これはまだ話がわかる。しかしそれは非常にめんどうだと思ひます。事実何百万人というものがいます。そこをこの立案者が御都合主義で、どうもめんどうだからやめておこう、そういうふうなことで、一方的なことですつきりした線が出ていないような感じがする。ですから結局あいまいな答えが出るのじやないかと思つてゐます。そういうお話を聞けば聞けば、

ど、過去における栄典は一応ここで御破算にする方がよいのじやないかという考えが出るので、実はお尋ねしたわけですが、しかしこれ以上お尋ねしても、あいまいな答えしか出ないでしようから、この点はそのままにして、次の問題をもう一つ明らかにしておきたいと思ひます。それは何であるかといふと、敗戦、降伏、占領となつたために、さうでなかつたならば、この栄典制度によつて当然与えらるべきであつたものが、この制度の極端なる局限によりまして、排除せられてゐるものがたくさんございまして、つまりその以前に当然これはもらつてゐるべきだ。たとえば戦死した人であるとか、あるいは非常な功勞を立てた人であるとか、この制度が生きてゐる間にはちやうど間に合つてももらつた人が、その後行動が不明であつたために、さうすべきものをもらつてない人がたくさんあると思つてゐます。この点についてまず政府委員からどういふようなものがあるならばそれを一応聞いた上で、そのお答えによつて、あるいは官房長官にお尋ねしたいと思ひます。

○村田政府委員 お尋ねの点につきまして十分な資料を持つて参りませんが、多分今度の太平洋戦争の戦死者その他戦没者の関係と思ひますけれども、私の方で取扱ひました件数が約三十万、三十万人になつたかと思つておられます。結局戦死者と申しますか、戦没者の総数は幾らになりますか、私もはつきりつかんだものを持つておりませんが、百数十万だと思ひます。従ひまして百万以上のもので、もし引続き旧制度、旧観念でおり

ますれば金鵄勲章とかあるのは旭日章とか、瑞宝章をいたした。こういうふうな考えられます。それに対する考へ方については終戦後、当時はまだ陸海軍が残つておりました、私の方はいろいろ議論したのであります。これは敗戦によつてもうさういふ功勞はすべてなくなつたのだから表彰はここで打切るといふ議論も出ましたし、これは功勞といふよりも、やはりなくなつたといふことに対する国家の一つの弔意の方法であるから続けるべきだといふ議論も出ました。結局議論をしておりますうちに、総司令部から旧軍人関係の者に勲章を授与することはやめろ、さういふことになつてやめてしまつて今日に至つておるわけでありまして、それで戦没者の方の氏名の調査などはおそろく相当整つておると思ひます。しかしその方についての功勞があつたかといふことになりまして、これは十分な資料がないと思つておられます。そしてまた今になりまして、甲の方は功勞が大きかつた、乙の方はそれほど功勞がなかつたといふような区分をして、死んだ方の弔意を考へるということも適當でない。さういふふうにお尋ねされるわけがあります。結局私どもは一部の二、三十万の方だけが勲章授与という恩典と申しますか、それを受けるとは思つておられますが、今になりましては適當な方法もないのではないかと、さういふふうにお尋ねしております。

○笹森委員 もう一つ官房長官にお尋ねしたいのですが、今のこのお尋ねしておきたいのは軍人、軍属に關するお答えですが、この制度が極度に制約せられましたから、この栄典法が古い制度において適用されたものはきつめてわずかであります。ところが極度に局限せられなかつたならば、軍人軍属以外においても当然叙及、あるいは新しく叙せらるべきものが、この長い期間には相当あつたのではないかと。ただ占領中とめられておつたからやらなかつただけの話である。今度これが復活して古いものだけが生きて行くといふことにせむすといふことであるならば、さういふ点から今も問題になる。さういふ点から今の御指摘になりました軍人、軍属以外の人で、当然旧制度があつたならば、それに浴しておつたと思はれる件数なり、あるいは状況なりが、今までどれだけ當局で調査しておるかをお伺いいたします。

○村田政府委員 ただいまお尋ねのことは主としていゆる定例叙勲とか叙位とかいふものがあつたが、それを継続しておれば、さういふ方面の調査を浴しておるかという意味に考へられます。この問題につきまして私の方では十分の調査はいたしていません。お尋ねのことはある程度不公平といひます。さういふことはあると思ひます。が、定例叙勲なり叙位の制度を打切つたまでの方はこの栄典法では有効といひますが、それからあつたの方にいへば新しい尺度でいひますか、栄典審議會で検討した上、功勞があれば出す。新しい尺度の上で功勞がなければ授与されないと、さういふ取扱ひになつておられます。

○笹森委員 そこで官房長官に御方針を伺ひたいのですが、この前の制度が極度に制約せられました後の期間にさ

かのばつてこの制度の適用をもしもこの法律が通過するならば考へるのか、この法律が通過したならばその後から實際のものを考へるのか、これによつてさういふ調整のことが多少かわつて来るのです。その点をお尋ねいたします。

○緒方内務大臣 さういふいろいろな問題がありますので、栄典審議會をつくりましてそこで十分な審議をしてもらう。従ひましてこの栄典審議會の委員の選等は慎重にかつ平衡を得たものでなければならぬと思つてゐます。あるいは、一切これを排除するといふ意見もあるやうであります。さういふこともひつくるまゝにして榮典審議會の良識にまづといふことにいたしたいと思つておられます。

○笹森委員 さうするとまだ態度としては、占領中における功勞は——日本の民主化のために功勞のあつた者、日本の文化のために功勞のあつた者、それら一切排除するといふ意見の人もあるといふ御説明がありました。現に文化勲章のごときは戦争中もいゝろ／＼考へておられるにもかかわらず、今のお話は矛盾を感じられますが、今のお話を一切カバーして何つてよろしうございませうか。つまり今のお話はどうか否定的なようなお話で占領中の功勞は一切認めないといふ意見もありまして、さういふことで、それがお尋ねの全部になつておりましたから、それがさうでなくして占領中であつても文化的なものはまた日本の民主化のためにあるいは産業のために功勞があれば、さかのぼつてこれをもう一度考へるといふやうなこともあるのか。この法律が何年

何月かというならば、その後に出た功勞だけを考へるのか、その間のことがどうなるか。こういうことの取扱ひ上のことについて内閣官房長官としての御判断を伺つておるわけでありま

す。  
○緒方國務大臣 今の占領期間中云々ということはきつめて一部のことでありまして、もちろん全部のことをカバーしておることはありません。ちよつと私が答弁の間に思い浮べましたのは、とかく榮典というものが役人と結びつけられやすいので占領中の政府のことが頭に浮んだのでありますが、もちろん今の文化勲章による榮典というようなことは国の立場がどうありましようとかかりはしないことでありまして、それらを含みます榮典の授与方針につきましては、すべて榮典審議会の諮問の結果にまつことになると考えております。

○笹森委員 これは私の不勉強かもしれませんが、政府委員にお尋ねしたいのですが、さつきの委員のお尋ねで、この榮典制度によつて榮典にあずかれるものを申請すると申しましたか、認めたいものは市町村長から云々ということがありまして、そのほかのものは排除規定がないということなんです。それは積極的にだれがどこからどうやるというのとは何条でございましたか、それをちよつとお知らせ願います。

○村田政府委員 これは各官庁の關係では上官が一切人事を持つてゐる。その一環として、榮典についても榮勳ができるのではないか、こういうふうに考えまして、この法律に入れてないのをごさいます。その意味で、市町村長都道府県知事だけのことを書いており

ます。が、ほかの官庁では自分の所属の者について推薦することが当然でござい、こういうふうな考へて申し上げたわけでありま

す。  
○笹森委員 どうもこれは少しやかましいけれども、榮勳し得る規定がこの法案の趣旨になければ、一体何条の何によつて榮勳するかというところは、この法案ではわからぬわけでございます。つまり内閣總理大臣がその所管の各長官をして申請せしめるとか何とかいふことがなくともいいわけですね。どこかそれをやるところがなければ榮勳できそうにないよ

うに考へる。先ほどの市町村長のことばかりでしたが、そのほかの積極的な規定はこの規定上ないので、それは法案が不備ではないのですか、それは私わからぬから特にお尋ねするわけなんです。

○村田政府委員 それは各省の設置法等に榮典に関するところというような條限が全部入つております。それに基いて各省大臣が所管のことについて榮典の推薦ができる、申入れができる、こういうふうな考へております。  
○笹森委員 このごろの法律の建前は、すべて羅列的で重層的であることは御承知の通りで、これがために私ども勉強の足りないものも、国民も非常に便宜を付けております。ところが今のような御説明で行くと、どうもそういうものが今までの法律の建前と歩調が合つていないやうな感じがします。で、これもやはり一項加えないと下備ではないかという感じがしたものです。からお尋ねしたのですが、それでは今置法に榮典に関する規定が全部入つて

おる、その理解してよろしうございませうか。すでに入つておるのだ。だから今後この内閣委員会でも別にそういうことは考へなくてもいいのだ、こういう御説明ですか。

○村田政府委員 榮典について推薦するとか、申出するとかいふことは入つておると思ひます。それでここには必要がないと思ひます。

○井手委員 笹森委員の質問に対しては官房長官は、占領中の功勞についてはあまり考へていないやうな御答弁でございました。聞くところにより、これは總理大臣は占領期間中のことについてこれを賞賛する意思がないといふことを私も承つておるのです。ところが占領中とは言ひながらも、平和日本のために、また日本の民主化のために相當貢獻した功勞のある人もあつたと思ふのです。先刻もお尋ねしましたが、かつて侵略戦争に大いに協力した人も、今度は位階を受けて、やういう制度を復活する。片方、民主化のために尽したものは考へない。そういうことは非常な矛盾だと思ふ。そこでお尋ねしたいのは、占領期間中の日本の民主化、平和などについて功勞のあつた人についてどういふ考へがあるか、政府のはつきりした所見を承つておきたいと思ふのであります。

○緒方國務大臣 それは今仰せられる通りでございます。私が申し上げましたのは、むしろ占領期間中に總司令部の旨を受けて仕事をやつておつた直接の責任者が、その榮典を避けたといふ謙遜な氣持を聞いただけでありまして、日本の民主化、その他文化上に功勞のあつた人が、審議会の議を経て榮典の対象になることは、これは言うま

でもないと思ひます。

○井手委員 議事進行について。この間の理事会で、今週一ぱいに質疑を終りたいという話合ひがあつたのでありますが、この法案は内容きつめて重要でありまして、相當研究せねばならぬ箇所が根本的にも、あるいは個々の点についてもあるやうであります。私の方でもいろいろ意見が多いのでありますし、また研究の途上に、政府にもいろいろとただしたいことが出て来るのであります。おそろく各派ともそういうことであらうと考へますので、先日そういうとりきめは一応あつたやうであります。さらにひとつしばらく審議期間を延ばしていただきますやうに特別にお願い申し上げます。

○船田委員長 ただいまお申出につきましては、理事会によく諮りまして、善処いたして参りたいと思ひます。他に御質疑があれば本日はこの程度といたしまして、次回は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散會いたします。

午後三時三十七分散會